

平成30年9月第3回八街市議会定例会会議録（第4号）

.....
1. 開議 平成30年9月7日 午前10時01分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
6番 小菅耕二
7番 石井孝昭
8番 桜田秀雄
9番 林修三
10番 山口孝弘
11番 小高良則
12番 川上雄次
13番 林政男
14番 新宅雅子
15番 加藤弘
16番 京増藤江
17番 丸山わき子
18番 小山栄治
19番 木村利晴

.....
1. 欠席議員は次のとおり

5番 服部雅恵

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	鵜澤広司
総務部	長	大木俊行
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	黒崎淳一
建設部	長	江澤利典
会計管理者		廣森孝江

財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	内 海 洋 和
-----------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	片 岡 和 久
-----------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	岡 本 裕 之
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	小 川 正 一
主 査 補	嘉 瀬 順 子

主 査 補 吉 井 博 貴
主 任 主 事 武 井 義 行

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成30年9月7日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は17名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。なお、議長の注意に従わない場合は、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

誠和会の石井孝昭でございます。おはようございます。

まず、質問に入る前に、昨日未明に北海道厚真町を中心とした大地震、震度7ということで、想像を絶するような地震が発生いたしました。刻々と状況がわかってきておりますけれども、お亡くなりになった方に哀悼の意を申し上げるとともに、一日早い安否不明の方の生存をご期待申し上げる次第でございます。また、北海道を中心とした経済全域に対しましても、一日も早い復興をご祈念申し上げる次第でございます。

それでは、質問に早速入らせていただきたいと思います。

今議会においては、3点の質問をさせていただきたいと思います。

まず、質問事項1としては、財政問題について、ご質問をさせていただきます。

歳入における市税収入の根幹は、市税を中心とした税であります。平成29年度決算書を見ると、市税は、調定額88億7千740万3千140円に対し、収入済額は74億8千897万4千785円となり、前年度との比較では1億8千937万9千477円の増であります。市民税は、前年と比べると、1億77万9千943円の増であります。国民保険税を含めた市税4税の徴収の現状はいかがか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市の市税等の徴収状況でございますが、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税など、国民健康保険税以外の市税の徴収率につきましては、平成27年度では、現年課税分96.0パーセント、滞納繰越分14.4パーセント、合計79.8パーセントであり、平成28年度では、現年課税分96.7パーセント、滞納繰越分17.6パーセント、合計82.2パーセントであり、平成29年度では、現年課税分97.1パーセント、滞納繰越分19.7パーセント、合計84.4パーセントとなっております。

市税の徴収率は、現年課税分と滞納繰越分の合計のそれぞれについて、毎年度向上してお

ります。

また、国民健康保険税の徴収率につきましては、平成27年度では、現年課税分86.1パーセント、滞納繰越分15.7パーセント、合計51.9パーセントであり、平成28年度では、現年課税分85.4パーセント、滞納繰越分17.4パーセント、合計54.3パーセントであり、平成29年度では、現年課税分85.9パーセント、滞納繰越分18.3パーセント、合計55.4パーセントとなっております。

国民健康保険税の徴収率においては、合計では毎年度向上が見られますが、現年課税分については、平成28年度対前年度比でマイナス0.7ポイント、平成29年度が0.5ポイントの上昇でありましたが、まだこの影響から十分な回復ができておりません。

県内の順位につきましては、公表されている平成28年度までの徴収率について、市税では現年課税分が5年連続、合計では4年連続、国民健康保険税では、平成28年度の現年課税分が県内で最下位となり、これからの早期脱却が喫緊の課題となっております。

本市における長期的徴収率の状況で見えますと、市税では、平成8年度の徴収率が84.0パーセント、国民健康保険税では、平成14年度の徴収率55.7パーセントでありますので、それぞれの時点で、徴収率が改善してきているものと考えられます。

○石井孝昭君

ご答弁ありがとうございました。

出納整理期間も終わって、今回は決算委員会ということで、財政の健全化における判断基準に伴う健全化判断比率は、今回決算委員会の方で示されるというふうに思います。内容においては非常に悪くはないというか、過大な投資が少ない、またアンダーバーの表示もあるということで、数字によっては安全性が示されていると思いますけれども、私の質問においては、市税等ということに絞って今回質問させていただきたいと思います。

固定資産税につきましては、前年と比べると、太陽光発電の雑種地による地目変更等によって、1億1千790万円の増加と。その太陽光発電は20年ですので、永続的な収入増が見込まれるというふうに思います。確かな歳入確保になると認識をしています。

市税等徴収対策の取り組みによりまして、市税全体の収入が増加となったことについては、担当課、特に納税課、課税課等の職員の皆様には敬意を表したいというふうに思います。

しかしながら、千葉県総務部市町村課から出されている、「平成29年度市町村税の徴収状況の概要」を見ますと、市町村税、現年課税分徴収率が、今の市長の答弁のとおり、96.71パーセント、54市町村中54位です。国民健康保険税も現年課税徴収率が85.37パーセント、54市町村中54位と。

今まで徴収率低下に悩んでいた周りの市町村も、一歩ずつ努力をして、徴収強化に取り組んでいるということでもあります。ワーストからの脱却ということを目指さなければならないということでもあります。納税課職員の皆様は大変な努力をされて、近年の徴収率の強化、滞納処分への尽力をされておるといふふうに推測されますけれども、なお一層の取り組みが求められます。

平成29年9月に、八街市市税等徴収対策本部を設置されました。副市長が本部長になっております。平成29年度の監査委員からの指摘もあり、決算審査意見書にも入れられておりますけれども、一層の努力が必要であるというふうに言われております。

そこで、市税等徴収対策本部の本部長である鶴澤副市長にお伺いいたしますけれども、歴代の副市長も本部長ということで、恐らく引き継ぎをされておるとおもいますけれども、現状のご認識について、どのようなご見解をお持ちか、ご質問いたします。

○副市長（鶴澤広司君）

答弁いたします。

市税の徴収率につきましては、先ほど市長が答弁したとおり、残念ながら県下での順位が厳しい状況にあるのは、ご指摘のとおりでございます。

一方、徴収指導員あるいは県税務職員OBの採用などによりまして、多くの知識と経験を市の職員も蓄積させていただいていることに加えまして、納税課あるいは課税課だけではなく、関係部署との連携をとりながら、集中滞納整理の方法の改善ですとか、あるいは休日・夜間対応などの努力も引き続き行っておりまして、市税の徴収率としては、平成22年度76.2パーセントから平成29年度には84.4パーセントまで、着実に上向きの傾向は示してきておりまして、この方向性は維持していかなければならないというふうに考えてございます。

徴収率の向上には、特効薬があるわけではございません。今後も例えば簡便な方法による口座振替の推進でありますとか、あるいは滞納になる前の段階で税を納めていただく現年度課税分への早期対応など、地道な努力を積み上げさせていただきまして、少しでも徴収率の向上に努めさせていただきたい。

税は、自治体の財政を支える根幹でありますので、真面目に納税してくださっている市民の皆様方の期待に応えるためにも、納税が可能であるにもかかわらず納税しないような事案には、厳正に対処して、税収の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○石井孝昭君

平成8年の段階で、市税においては84パーセントでした。今年が平成29年度、21年たった84.4パーセントということで、約21年この間下がり続けて、またこの平成20年、21年、22年を波底に、徴収率が上がってきているということでもあります。

恐らく、平成8年は、人口が5万人を超えて新しい住民の方がたくさん増えてきて、5万人から5万人、6万人と増えてきているときだったと思います。その人口増に伴って徴収率が低下してきたと、このような経緯で推移をしていますけれども、対策本部を設置され、また北村市長に市長にかわってから、徴収率の強化ということで取り組まれておることは、非常に敬意を申し上げたいと思いますし、この84パーセントまで上がってきたということは、まだ上が恐らく期待できるんだろうなというふうに理解をしています。

国民健康保険税も、現年課税分の55.7パーセントが、平成14年、先ほど市民税は8

4パーセントが平成8年でしたけれども、国民健康保険は当時は74パーセント、42パーセントまで下がって今年は55パーセントにまで、全体としては上がってきたと、現年課税分としては85.9パーセントということであります。

やはり、市民税、そして市民税等と国民健康保険税は、同じくグラフを通じて、つながって上がってきているということは、現状として理解をしておりますけれども、次の質問の流れの中で、市税等の徴収強化への取り組みについて、今後の取り組みについてお伺い申し上げます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

徴収強化への取り組みでございますが、徴収率の向上はかねてからの懸案となっており、その対策といたしまして、平成28年度には、県税務職員としての経験者1名を一般任期付職員として採用し、長期未展開事案や高額困難事案の解消に向けた取り組みを行っており、その処理にあたり、不動産公売が多くなっております。

また、差し押さえにつきましては、これまでの不動産中心の差し押さえの考え方から、債権の差し押さえに移行しており、差し押さえ件数は、平成28年度は661件、平成29年度は789件と増加しております。

現在、市県民税の滞納者については、地方税法第48条に基づき、千葉県への徴収引き継ぎを行っており、平成29年度における徴収引き継ぎ分の対象者に対する徴収率は、81.3パーセントと高い数値となっております。

平成29年度には、千葉県税務課に納税課職員1名を研修生として1年間派遣しており、また、今年度からは、県税務職員としての経験者1名を市税等徴収指導員としてお迎えし、徴収事務に関する指導をいただき、市税務職員の徴税技能の向上を図るとともに、進行管理の強化を図っております。

今年度行っている収納対策といたしましては、現年課税分の徴収率を確保するために、納期内納付が非常に重要であり、口座振替納付の促進策として、はがきで口座振替の申し込みができるように、当初納税通知書に口座振替申込用はがきを同封し、申込手続の簡略化を行い、納税者の利便性の向上を図っております。

なお、今年度中に、国民健康保険税に関しては、市役所の窓口で、キャッシュカードにより口座振替の申し込みができる「ペイジー口座振替受付サービス」の導入を予定しております。また、現年課税分の滞納者対策として、自動音声電話催告システムの稼働の準備を進めております。

さらに、納税者の納税機会の拡充や利便性の向上を図ることを目的としまして、ペイジー収納、またはクレジット収納の導入を、平成32年度から開始することを目標に、準備を進めているところでございます。

○石井孝昭君

市役所の徴収率の目標値を、平成29年度に97パーセントということで、目標を定めて

いました。今年の最終徴収率の速報値を見ますと97.1パーセントと、この数字をクリアしたということは、とてもすばらしいことだなというふうには思っております。これも、市長をはじめ本部長はじめ、担当職員には本当にご努力いただいたものというふうには思います。

しかしながら、国民健康保険税は、87パーセントの目標に対して85.9パーセント、もうちょっとの努力が必要だというふうに見受けられます。市税において、県平均が99パーセントでありますので、八街市の97.1パーセントは、近隣では山武市が97.5パーセント、富里市が98.1パーセントと、東金市が97.4パーセント、やっぱり若干下回っている。

国民健康保険税も、県平均が90.8パーセントに対して、東金市が87.2パーセント、富里市が89.4パーセント、山武市が88.7パーセントと、もう一層の踏み上げが必要かなというふうには思います。

今、市長の答弁に、滞納繰越分のことを述べられておりましたので、ちょっと触れたいと思いますけれども、この滞納繰越分が、調べたところによると、14億6千万円、これは市税の方です。国民健康保険税の滞納繰越分が約17億円を超える調定額が残存していると。滞納分の収納済額を増やしながら、一方では不納欠損処理をする作業が迫られるというふうには認識をしております。

そこで、市税の不納欠損についてですけれども、現年課税分約1億1千108万円、滞納繰越分約1億1千万円、同じく1億1千万円ずつあります。そこで、不納欠損になる判断基準、これはどのようになっているのか、債務の免除はどのようなケースの場合があるのか、ご質問いたします。

○総務部長（大木俊行君）

不納欠損額の判断基準ということでございますが、平成29年度の市税における不納欠損の内訳といたしましては、5年時効によるものが9千960万円、滞納処分の停止による3年継続して消滅したものが750万円、即時消滅したものが400万円でございます。また、対前年度比で390万円、3.4パーセントの減少でございました。

市税の場合は、原則5年で時効を迎えます。また、滞納処分する財産がないときや滞納処分により滞納者の生活を著しく窮迫するおそれがあるときについては滞納処分の執行停止、滞納した場合には3年で債権が消滅いたします。さらに、無財産のときの特例といたしましては、即時の消滅でございます。

市税徴収吏員につきましては、滞納者に対する財産調査等を適宜進めており、財産が判明した場合は、滞納処分に移行するものでございます。

一方で、財産がない生活困窮状態と判断される場合については、滞納処分の停止として、債権の消滅が短縮されることとなります。

以上でございます。

○石井孝昭君

いまだ処理されていない市税の滞納繰越分の約10億6千万円、国民健康保険税滞納繰越

分12億7千万円の処理についてですけれども、納税課を中心とした担当職員だけではなくて、それぞれの課がそれぞれに徴収を現年分はされていると思いますけれども、まず、それぞれの課、都市計画課とか介護保険課、全ての課を含めてですけれども、給食センターも含めてでありますけれども、給食費の件もそうです。その全庁的な取り組み、これを図っていかねばいけないんじゃないかというふうに思います。

つまり、現年分に関しては担当課がやると、滞納繰越分はとりあえず納税課にやってもらうというようなスタンスではなくて、現年分はしっかり担当課で把握をしているわけですから、納めていただく運動を促進しながら、滞納繰越分を全庁的に取り組んでいただくということの取り組みについては、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

本市における全庁的な取り組みにつきましては、平成20年9月に、市税及び国民健康保険税の徴収率の強化を図るために、副市長を本部長とします八街市市税等徴収対策本部を設置しております。

強化対策本部における当時の目標徴収率といたしましては、市税現年課税分が97.0パーセント、国民健康保険税現年課税分が87.0パーセントと設定しておりました。全庁挙げて取り組む施策といたしましては、毎年4月、5月の出納整理期間における各課の職員応援による臨戸徴収がございます。

また、徴収対策本部事業の一環といたしまして、小中学生を対象といたしました納税啓発ポスターコンクールの実施、ポスターの優秀作品を活用しましたポケットティッシュの配布等を行っております。

徴収対策本部といたしましては、市税等の徴収対策の強化に関する基本方針及び実施計画を策定いたしまして、毎年度進行管理を行っております。また、3年に一度、計画内容等の見直しを行っており、今年度の計画内容及び目標徴収率の見直しを行ったところでございます。

平成28年度において計画に追加いたしました未収金、これは滞納繰越額の解消のための取り組みにつきましては、現在計画的に進めているところでございます。

○石井孝昭君

その取り組みに努めていただきながらなんですけれども、今後の市税等の目標徴収率はどのような数字に設定をしていくのか、ご質問いたします。

○総務部長（大木俊行君）

今年度は、平成32年度を目標に目標徴収率を設定したところでございますが、市税現年課税分を98.4パーセント、滞納繰越分を22.7パーセント、国民健康保険税現年課税分を87.4パーセント、滞納繰越分を21.3パーセントとしております。

努力目標でございますが、これまでの実績を加味したものでございます。本市といたしましては、一刻も早い千葉県下ワースト1位からの脱却をしたいと考えておりますので、現在目標としております目標値をクリアできるように行っていきたいと思っております。

○石井孝昭君

少なくとも、県平均までもっていただきたいというふうに思いますけれども、1つ1つ、設定した目標についてクリアしたり、それに近付けている努力に対してはとても大事なことだと思いますので、目標を設定していくことは、とても大事なことだなというふうに思います。

そこで、今、時効を中断している案件の中で、一番古く焦げ付いている案件、この継続案件はいつ頃のものであるのか、ご質問いたします。

○総務部長（大木俊行君）

平成30年度における滞納繰越額に係る滞納者の実数といたしましては、市税では7千259人ございまして、滞納繰越分として最も古いものは、平成2年度からのものが1名おります。平成7年度に参加差押を執行したものでございまして、延滞金を含めた参加差押額といたしましては、約207万円でございます。

次に古いものといたしましては、平成5年度からのものが1名おりまして、平成10年度に差し押さえを執行し、滞納延滞金を含めた差押額は約66万円でございます。

これは、不動産を差し押さえたものといたしましては、392件となっておりますが、この中には、差し押さえ中の塩漬け不動産も含まれております。これらを解消するためには、平成27年度から長期未展開高額困難事案等の取り組みを行っておるところでございます。

○石井孝昭君

当該年度に押さえていて現物に関しては納付が済んでいるけれども、滞納繰越分は、年々かさ増ししていくので、その分が残っているという認識でいいんでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

この差し押さえをした時点から現在までのもの、新しいものが納付されていれば、その時点だけのものに残っているんですが、なかなか、やはり現年分を優先して納めていくと、その過年度分がどんどんたまっていくという形で、古いものについては、どんどん高額になってきていると思われまます。

○石井孝昭君

その債権処理についても、一段の努力が必要に思われまますし、恐らくマンパワーがとても大事なんだろうというふうに、担当課を見ていると思います。

それから、人数の増員なりしていただいております中で、市長答弁にありましたけれども、市税徴収指導員を今年1名増加していただきました。それまでの市税等収納補助員二人、採用されておりますけれども、この方々の業務内容、そして指導方法、どのような形で業務を遂行されているのか、ご質問いたします。

○総務部長（大木俊行君）

市税等収納補助員につきましては、平成16年度から2名配置しております。こちらの方につきましては、滞納者宅への新規訪問の方や分納の約束をした方を中心に訪問収納を実施しておりましたが、最近では、現年課税分で納期内のものの収納や、自主納付可能な方の収

納を行っておったということですが、現在、訪問収納は、原則外出困難者等の方を中心に行っております。そのほか、電話催告、訪問催告に係る業務を追加しております。

市税等徴収指導員につきましては、今年度から県税務職員経験者1名を配置しております。週当たりの勤務日数につきましては、2日以内でございますが、本市の徴税吏員に対する助言や技術的指導を行うとともに、滞納整理に関します進行管理を行っていただいております。

徴税吏員につきましては、収納指導員に対し、差し押さえ等に関する悩みなども相談しながら、的確なアドバイスをいただきながら、やる気と信念をもって滞納整理を進めているところでございます。

○石井孝昭君

担当課にお聞きしたところによると、400件を切って、滞納件数もちょっとずつ減ってきているということでありまして、400に近い数字がまだ残っているということをお聞きいたしました。指導員、また補助員の方の高い見識と経験の中で、滞納処理を進められることをご期待申し上げたいというふうに思います。

それに加味して、市長答弁にありましたけれども、自動電話催告システムを今年から導入したというふうに伺いました。そうしたところまだ稼働していないということで、もう9月なんですけれども、本来であったらここで成果をお聞きしようと思ったのに、実はまだ稼働していないということのようなので、この導入に至るまでのタイムスケジュールと、本来であればその成果をお聞きしたかったんですけれども、どのような状況になるのか、導入に向けてお願いします。

○総務部長（大木俊行君）

自動電話催告システム導入までのタイムスケジュールといたしましては、当初はもう稼働しているはずだったんですが、当初目標より準備作業が遅れておりまして、現在、当初予算において債務負担行為を設定しているところでございますが、契約事務の遅れとともに、NTTへの申請手続等に時間を要しておりますことから、契約期間の末日を延長することとしまして、限度額を増額する必要が生じたことから、今回の補正予算を計上していただくところでございます。

補正予算が成立いたしましたら、一般競争入札に付することとしまして、契約締結をし、11月末頃を見込んでおります。システムの稼働につきましては、年明けの2月頃、ちょっと遅くなるんですが、2月頃を予想としております。

稼働いたしましたら、現年課税分につきましては、電話番号の判明したものから電話催告を行いますので、約1時間に50件程度が催告できるのではないかと考えております。

○石井孝昭君

1日50件ほど電話ができるということですね。1分、1時間。1時間50件電話ができるということで、先ほどの部長答弁では、7千259人の方が市税においては滞納をしているということでありまして、基本的には、滞納者を中心としたお声かけをするということか、もしくは納期が多少おくれていたり、まず現年課税分を中心にその対応をするのか、

そのソフト作りとかその辺、どのような形になるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○総務部長（大木俊行君）

基本的には、自動電話催告につきましては、現年課税分の早い時期に電話催告をしたいと思っていますので、納期の過ぎたものから順次早目に納めていただくということで、滞納額が増えたものではなくて、納期が過ぎたものから早く、納め忘れがありますよということでお知らせをしたいというふうを考えております。

○石井孝昭君

一日も早く、その導入に向けて努力していただけるようお願いしたいというふうに思います。

さまざまな角度から、質問させていただきましたけれども、また、私がかねがね申しておりますけれども、今の体制を維持発展していくこともとても大事でありますけれども、マンパワーを増やしながら、充足した形の体制の中で債権回収、そして現年課税分の回収に努めていただきたい、このように思います。

また、債権管理に一括管理システム、そのようなことも含めて導入していく必要性を感じておりますので、これからも目標に向けてご努力をいただきながら、組織体制を組んでいただけるように、市長にはご指導の方をよろしく申し上げたいというふうに思います。

続いて、農業問題について、質問に移らせていただきます。

有害鳥獣問題について、でありますけれども、有害鳥獣における千葉県の農作物の被害は、平成29年度では、被害面積453.5ヘクタール、被害金額は3億7千150万5千円であり、主な加害鳥獣は、イノシシによる被害が約1億8千900万円を筆頭に、カラス、ハクビシン、サル、ヒヨドリ、アライグマと続き、農業生産者に多大な被害と心痛を負わせております。

千葉県では、こうした農作物被害を抑えるために、野生のサル、シカ及びイノシシ等による農作物等への被害が農業生産への大きな阻害要因となっていることから、県環境部局及び関係機関、団体等が連携を図り、地域の主体的な取り組みを支援するために、「千葉県野生鳥獣対策本部」を設置し、取り組みを行っております。

そこでお伺いいたします。八街市内における有害鳥獣による農作物被害状況の現状についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市での農作物被害を及ぼす有害鳥獣で、農家の方々より報告をしていただき、確認されているものは、カラス、タヌキ、ハクビシン、アライグマとなっております。

農作物被害の現状といたしましては、被害額で、平成27年度361万円、平成28年度386万円、平成29年度290万円となっております。

また、有害鳥獣の捕獲数といたしましては、平成27年度は、カラスが174羽、タヌキ、ハクビシン、アライグマが23頭、平成28年度は、カラスが147羽、タヌキ、ハクビシ

ン、アライグマが26頭、平成29年度は、カラスが119羽、タヌキ、ハクビシン、アライグマが34頭となっております。

被害の主なものとしたしましては、ハクビシンは、スイカ・トウモロコシ・落花生での被害が多く確認されており、タヌキ、アライグマ、カラスにつきましては、畑作物全般に被害が及んでいる状況でございます。

○石井孝昭君

県全体の農作物の被害は、平成29年度はやや減少ぎみとなりました。市内の被害額もまた多少減少はしているんですけども、全体的に見ると、右肩上がりの増加傾向であるというふうに思います。農家の皆さんの中では、報告するのが面倒で、この被害の報告を上げていないという状況も相当な数あるというふうに伺っております。

担当課として、今後とも適切な有害鳥獣による農作物の被害状況の実態把握に努めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

被害状況の把握でございますが、現在、農家組合連合会を通じまして、被害状況を報告していただいているところでございます。しかしながら、農家組合連合会への加入者も減少してきております。また、全ての方が報告されていない状況と考えられますので、有害鳥獣対策の重要性を周知しながら、関係団体と連携を図り、被害状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、農家組合連合会に、最近、脱退、加盟、停止をしているところが増えていきますので、すごい危惧をしているところでもありますけれども、その辺をちょっと勘案していただけるとありがたいというふうに思います。

続いて、有害鳥獣対策についてですけれども、県全体ではイノシシの被害がとても深刻であって、県の方は、その補助的なものの助成を出していたりして対応しております。「千葉県野生鳥獣対策本部」では、県イノシシ対策マニュアルを策定して、電気柵を活用し、箱わなや赤外線センサーを設置してイノシシの生態系の本体をつかんで、捕獲に取り組んでいるというふうに伺っています。

八街市の隣の山武市、そして印西市あたりは、イノシシの被害がとても多くて、非常に危惧をされているというふうに伺っています。

有害鳥獣による深刻な被害がさらに広がらないように、八街市内における有害鳥獣による農作物被害の対策について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

有害鳥獣による農作物被害は、市内でも毎年報告されており、その対策に、市といたしましても大変苦慮しているところでございます。

本市の有害鳥獣対策の状況は、カラスにつきましては、佐倉猟友会に委託し、佐倉猟友会八街支部及び川上支部の方々に、年数回実施していただいております。タヌキやアライグマなどは、職員により、随時箱わなによる捕獲を実施しております。また、今年度は、捕獲用の箱わなを増やし、さらに強化を図ったところでございます。

今後におきましても、平成29年度に見直しを図った「八街市鳥獣被害防止計画」に基づき、千葉県や関係団体等と連携を図りながら、効果的な駆除ができるよう、態勢を整えてまいりたいと考えております。

また、近年出没しているサルにつきましては、農作物被害はありませんが、人への危険防止のために、佐倉警察署と連携を図りながら、防災行政無線やちまたメール配信サービスを利用し、注意喚起を行っているところでございます。

また、先ほど千葉県や関係団体との連携を図りながらと申し上げましたところでありますけれども、千葉県が、今有害鳥獣対策の4つのプロジェクト、総合推進ということで行っております。

具体的な取り組みといたしまして、防護プロジェクトの推進、捕獲プロジェクトの推進、資源活用プロジェクトの推進、生息環境管理プロジェクトの推進として、県として取り組んでいるところでございまして、こうした県の指導もいただきながら、八街市としてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○石井孝昭君

今の答弁をお聞きして思ったんですけども、やっぱり、県農業行政としては2位を目指していると。全国2位に向けて生産額を増やしているという段階でありますし、茨城、鹿児島に、何とか追い付け追い越せで、北海道に次いで農産物2位を目指したいと。

昨日、一昨日の一般質問でも、食料自給率の質問がありましたけれども、やはり3億円を超える農作物の被害が、そのまま農業生産物の生産高につながれば、その生産額も上がっていくというふうに認識をしております。

個人でできる有害鳥獣対策として、最近は電気柵が有効であるというふうに言われております。対象動物は、イノシシだけではなく、八街市内で多くの被害を及ぼしているハクビシン、またサルにも効果があるというふうに伺っています。

動物は、初めて見た電気柵のヨリ線を鼻先で触れる習性があると伺っています。電気柵に触れた動物を電気ショックで追い払い、5千～8千ボルトの電気柵に触れた動物においては、学習能力があるため、電気柵はこわい・危険と知って、柵に近づかなくなると。人が触れてもショックは受けるけれども、危険ではないとされています。

電気柵の機種ですけれども、最近は乾電池や太陽電池で作動する機種があり、電気を引いていないところでも設置が容易だというふうに伺っています。担当課においても、電気柵による有害鳥獣対策について、ちょっと研究をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

有害鳥獣の対策、電気柵の有効性についてでございますが、電気柵、防護柵の有効性につきましては、有害鳥獣の種類により多種多様なものがありまして、体が小さい動物では潜り抜けられるようなものもございますので、安全対策を含めまして、その有効性につきましては、今後調査研究をしてみたいと思います。

○石井孝昭君

農業者個人でできる有害鳥獣対策ということなので、市役所の皆さんが立ち上がってもできるんじゃないかなというふうに思うんですけども、この設置についての補助金交付制度の創設も検討していただければとありがたいと思うんですけども、その段階の前において、どうでしょうか、一度試験的に、農家の皆さんに協力していただける方がいたら、行ってみたらどうかと思うんですけども、その点について、ちょっとご質問いたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

この電気柵につきましては補助制度がございまして、その補助制度の活用につきましては、その地域を指定したり協議会等を設立させて、交付金をいただく制度でございますので、そのような防護柵、電気柵を使用していくような地域がありましたら、当然その制度を活用して行ってまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ぜひ、ちょっと前向きに試験的にやってもらいたいと思います。

先ほどの答弁の中にもありましたけれども、先日、サルが沖の地域にまず出て、千葉からきたようですけれども、四木、上砂を通過して、ちょっとふらふらして、山武の方に行ったんですか。あれは、たしか。そのような目撃情報もありました。それで、数年前には、八街市内でカミツキガメが榎戸で発見されています。また、イノシシもほぼもう数年とは言わないぐらいところで、恐らく市内に入ってくるだろうというふうに認識をしておりますし、私の近所でもアライグマとか、私の家の畑にも先日ハクビシンが死んでいたり、埋葬させていただきましたけれども。

有害鳥獣に出くわしたときに、農業者だけではなくて、特に女性の皆さんとか子ども、特に児童・生徒が学校に通学をする際、この驚きというのは隠せないんじゃないかというふうに思います。有害鳥獣に出くわしたときの対策をマニュアル化して、市民の皆さんに周知を図っていくべきかというふうに思いますけれども、その点について、ご質問をいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えをいたします。

有害鳥獣等に市民が遭遇いたしました場合には、身体への危険が及ぶことが考えられることから、危険動物が出現した場合の対策を、今後ホームページ等に掲載してまいりたいと考えております。

なお、市長の答弁にありましたように、市内で危険動物が出没した場合には、防災行政無線、やちまたメール配信サービスを利用して、周知しているところでございます。

○石井孝昭君

ぜひ、メール配信サービス等で周知を図っていただけるようにお願いします。

続いて、農業振興策についてのご質問をいたします。

「免税軽油」制度の利用状況についてですけれども。

軽油取引税は、軽油を購入する際に課される県の税金でありして、1リットル当たり32.1円の税金が課されています。その中で、農業を営む方や農作業を中心的な作業の全てを委託する形で受けて農作業を行う方が、特定の用途に軽油を使用する場合に限り軽油を免税する、いわゆる免税軽油制度がございます。

対象となる機械は、動力耕運機や整地用機械に含まれるトラクターや栽培管理機、収穫調整用機械、植物繊維用機械、畜産用機械、飼料用機械などであります。

市町村長、または市の農業委員会の発行する農業を営むものであることを証明する書面を提出して、免税軽油を使用するための一定の要件を満足していれば、受けられる制度であります。

そこで、お伺いいたします。免税軽油制度の市内農業者の利用状況についてご質問いたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

軽油引取税は、軽油を購入する際に課税される県の税金です。法令に規定された特定の用途に使用するための軽油購入には、軽油引取税が免除されます。農業者も一定の手続を行うことで免除の対象となります。

農業者の免税軽油制度の利用状況につきましては、県の事務でございますので、詳細につきましては把握してございませんが、当該申請にあたっては、農業委員会で発行する耕作者証明が必要となっており、平成29年度では6件発行しておりますが、全て免税制度の申請がされたかは把握しておりません。

なお、課税課を通して県税事務所に確認を行ったところ、現在5名の方が申請していると伺っております。

○石井孝昭君

免税軽油制度は、農業者でなくて、事業を営む方々全てに適用される制度でありますけれども、事業者、いわゆる免税軽油制度の事業を展開していく上で、使用者証が必要になると。農業者も交付の際は、この免税証が必要になるということでもあります。

担当窓口である農業委員会に質問でありますけれども、免税軽油制度において、6件発行されて、5件の方が申請をしたと。どのような経緯で、どのような背景で、この方々は申請されたか、把握はしておりますでしょうか。

それと、この免税軽油制度については、広く周知を図っていただくべき有益な情報であると思うので、ぜひともその提供についても、合わせてご質問いたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

昨年度、平成29年度におきまして、6件の耕作者証明を発行してございます。特に内容につきましては、使用目的につきましては把握しておりませんが、今回質問がございましたので、6件のうち4名の方と連絡が付きましましたので、確認をとりました。

それによりますと、確認のとれた4件のうち、2件の方につきましては、免税軽油の申請に使ったと。あとにつきましては、もう一人につきましては、申請をしようと思ったところではございますが、事務手続が煩雑であるということから、申請を諦めたというふうに聞いております。

また、今後の周知でございますが、この免税軽油につきましては、どこの機関が主体的に行うかとの協議もなければなりません、農政課、またJAや農家組合等とも連携を図りながら周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、先日の9月4日火曜日に開催されました農業委員会総会におきまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員に、農業者向けの軽油引取税の免税制度のパンフレットの写し及び免税軽油の手引きの冊子を配布し、地元農業者へ制度の周知の依頼を行ったところでございます。

また、必要に応じて、農業委員会のホームページにおいても掲載してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。局長、鼻が利きますね。そういうときに周知をされたということで、ぜひとも、農家の皆さんは引かれるものが少なければ、非常に収益が上がっていくわけですし、軽油は相当な量を使う大きな農家さんにおいてはとても有益だというふうに思いますし、一度申請をされれば継続もされるというふうに伺っていますので、今後とも周知を図っていただきたいというふうに思います。

続いて、農業者のためのリスクマネジメントについてご質問いたします。

農業者にとって、農業を営む日々は常にリスクと向き合っているということが言えると思います。この夏の熱中症をはじめ自然災害、病害虫、価格変動、TPP等の諸外国を含めた外的要因など、さまざまなリスクが潜んでいます。

国の方針により、農家の大規模化、法人化、6次産業化により、自らの就農体制はもとより、従業員の雇用や出荷した農産物・加工品の回収など、新たなリスクも増えており、多様化しています。農業を取り巻く環境は大きな転換期を迎えていると言えるでしょう。

農作業中のけがをはじめ、6月議会で質問させていただきました農機具事故、自然災害による施設の損傷、例えば昨日の大地震等も含めてですけれども、その賠償や保険など、日頃からのリスクを回避し、その影響を最小限に抑えるために、発生し得るリスクを認識し、対策を講ずることが求められると思います。

そこで、農業者のためのリスクマネジメントについて、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農業者のリスクは、農作業中のけがや自動車事故、農業用施設の損傷、第三者への賠償、出荷した農産物の回収、貸し倒れなど、多岐にわたっております。

本市におきましても、農家組合連合会を通じまして、平成31年1月から始まる収入保険制度の紹介や、農薬の使用におけるドリフトについての問題、さらに、近年特に増加している熱中症による事故を含めた農作業中の事故防止について、注意喚起をしているところでございます。

また、千葉みらい農業協同組合におきましても、農業者の各種リスクについて、戸別訪問をしながら、農業リスク診断を実施しているとお聞きしておりますので、今後も、千葉みらい農業協同組合や関係団体と連携をしながら、農業を取り巻くリスク削減に努めてまいります。

○石井孝昭君

収入保険制度について触れられましたけれども、そのリスクを回避する上においては、収入保険制度というのが、平成29年6月に農業災害補償法の一部を改正する法律が可決・成立して、来年の1月から実施されるというふうに伺っています。

農業をされている方の経営努力では避けられない自然災害や農作物の価格の低下などで、売り上げが減少した場合、その減少分の一部を補償すると。約8割以上の収入が確保されるという制度であります。

今年の秋から加入申請が始まりますけれども、この農業者のリスクマネジメントに関する収入保険制度、この開始前にぜひ農業者に周知を図っていただきたい。既存の制度の価格安定制度と合わせて収入保険制度ができたというふうに認識をしていますので、この収入保険で8割補償される制度について、ぜひとも、農業者にとって有益であると思いますので、図っていただきたいと思います。よろしくお願いします。要望しておきます。

最後の質問、外国人労働力について、ご質問させていただきたいと思います。

働き方改革関連法案が、今年の6月29日、参議院で可決、成立をしております。

外国人労働者の受け入れは、現在、研究者や医師など専門分野に限って国内では認められています。いわゆる外国人キャリア労働力と言われておりますけれども、その他、技能実習生を含めて約90万人の外国人が、日本には労働しています。

しかし、日本は、少子高齢化が進む中、将来的な人手不足をにらんで、外国人労働者を受け入れる声が高まっており、人手不足の深刻な介護や農業、旅館などで推進を提言しております。

市内在住外国人労働者の現状の把握について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市に在住する、住民基本台帳に登録されている外国人住民につきましては、平成30年8月現在で2千178人であり、このうち出入国管理及び難民認定法で定められている在留資格の範囲において就労活動が認められている外国人の方は、1千954人となっております。

すが、市内において外国人労働者を雇用している事業者・外国人労働者数等については把握しておりません。

また、外国人を雇用する事業主の方は、雇用対策法第28条に基づき、外国人の雇い入れ、離職の際に、その氏名、在留資格などについて確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられておりますので、問い合わせたところ、千葉県内の事業所等についての統計はございますが、各自治体ごとのデータにつきましては、把握していないとのことでございます。

○石井孝昭君

年々増え続けている外国人が、少なからずとも市内経済の活性化の一翼を担っているというふうには認識しておりますので、今後とも、その労働力の確保、この環境を識別して、市としても認識を深めていくべきであるというふうに思います。

最後に、市内在住外国人労働力を市内活性化に結び付ける有効策について、ご質問したいと思えます

人生100年時代というふうに言われておりますけれども、外国人労働力を、恐らくいずればこの八街市でも相当必要になってくると、国内はもとよりですけれども、そのような時代がもう今まさにきております。

働き方改革によって、誰もが生きがいを感じて、幾つになってもその能力を思う存分発揮できる社会を実現するために、現下の深刻な人手不足を踏まえて、専門的・技術的な外国人を受け入れると、これは国として進めております。今年の6月5日の経済財政諮問会議において、新たな外国人材の受け入れについて議論をされて、その後、閣議決定されております。

少子高齢化が進む中、持続的な経済成長の実現に向けて、潜在成長率を引き上げるために、サプライサイドの改革として、人づくりの革命、このために外国の人材が必要だというふうに認識をされております。

そこで、市内在住外国人労働力を市内活性化に結び付ける有効策について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

外国人労働力につきましては、経済社会における新たな活力の創造、国際競争力の強化等に大きく寄与するものと考えられ、本市におきましても、少子高齢化に伴う人口社会の到来、中小企業・小規模事業者をはじめとした人手不足が深刻化される中で、持続的な地域経済の活性化を推進するためには、外国人労働力は、今後ますます必要なものと認識しております。

また、国におきましては、本年6月15日に閣議決定いたしました「経済財政運営と改革の基本方針」に、「新たな外国人材の受け入れ」を盛り込み、一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れるため、就労を目的とした新たな在留資格を創設する方向性となっております。

今後につきましては、外国人労働者に関する国の政策並びに県の動向を注視しながら、市として、どのような関わりがもてるか、活性化につなげていけるか、調査・研究をしてまい

りたいと考えております。

今、発言しましたように、県の動向を注視ということで答弁したところでございますけれども、県の考え方を簡単に述べさせていただきます。

県は、外国人の活用について、どのように取り組んでいくのかということで、県議会で質問されております。そのとき担当の部長さんは、「外国人の活用は重要であると認識しており、国に対して、また関東地方知事会を通じまして、外国人技能実習制度の運用拡充と国家戦略特区農業外国人の就労解禁の早期の全国展開について、要望したところでございます。今後も、外国人材の活用に向けまして、技能実習制度の活用促進、国家戦略特区等による規制緩和の提案など、効果的な対応策の検討に取り組んでまいります」と、県議会で答弁されておりますので、そうした県の動向等々を十分注視してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

最後の質問でございますけれども、最近、市役所周辺を見ると、外国人の方がたくさん見受けられます。働き方改革で、人材確保の観点から、建設、農業などの5分野を対象に、日本語と技能試験に合格すれば、単純労働分野でも最長5年の就労を認めると、このように変わってきます。

人手不足に直面する5分野で、2025年頃までに50万人のを就業を想定するというところであります。日本の労働人口は、毎年30～40万人が減退をしているというふうに言われていますので、外国人を50万人受け入れるといっても、全く足りないという状況でありますけれども、八街市内を見ると、平成26年末では外国人は1千592人だったのが、3年後の平成29年度の末では2千144人、この3年間で550人、八街市に在住外国人が増えている。スリランカの方が特に増えて、ベトナムの方が約200人、スリランカの方が約150人ぐらい増えていると。550人のうちの国別で言うと。そのような国の方が増えているということですが。

担当部長として、なかなか認識は難しいところではありますが、農業者だけではなくて、商店街とか人手不足が問題となっている中小企業・小規模事業者の中では、人材確保、そして後継者不足の問題は今までも見受けられます。

外国人の労働力を極めて必要とする時代が訪れると思っておりますけれども、そのことを見越して、担当課として、具体的に有効策を研究していただきたいと思うけれども、いかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

平成30年6月15日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針によりますと、中小企業・小規模事業者への人手不足が深刻化している中、新たな外国人材の受け入れにつきまして発表されたところでございますが、本市におきましても、商工業や農業での人手不足が懸念されることから、今後の国の動向に注視しながら、本市の状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で誠和会、石井孝昭議員の個人質問を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時04分)

(再開 午前11時13分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、山田雅士議員の個人質問を許します。

○山田雅士君

誠和会の山田雅士です。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、その前に、今議会でもさまざまな皆様が申し上げられましたが、今夏はさまざまな災害があり、多くの方が亡くなられ、また被害に遭われました。謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方の一刻も早い復旧・復興をお祈りする次第でございます。

では、まず初めに、教育問題の熱中症対策についてということでお伺いします。

今回の一般質問で多くの議員が質問されましたが、私もこの点について質問させていただきたいと思います。今夏の酷暑を受け、全校への空調機設置の必要を感じるが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

代表質問3、京増藤江議員に答弁したとおり、当初予定していた計画を1年前倒しし、来年度に小学校8校、平成32年度に中学校4校の空調設備設置工事を行い、全ての小中学校の空調設備設置完了を目指し、進めてまいりたいと考えております。

○山田雅士君

今回、市長の前倒しという英断を受けまして、来年度小学校に、その次の年に中学校ということで、計画されているということで、非常にうれしく思います。

これまでの、質問でない部分でちょっとエアコン、空調機に関して質問させていただきたいと思います。

今回、八街東小学校の保健室に、新たに新型の空調機が設置されました。私も現場をちょっと見せていただいたんですけども、薄くて空気が直接風が流れないような形のものでして、別の電動で室内の温度が調整されていくということで、具合の悪い生徒が保健室に待機するときには、非常にありがたいということで、現場からは好評の声が上がっております。

そこで、この新型空調機の設置に関する推進は、どのようになっていますでしょうか。お

聞かせください。

○教育次長（村山のり子君）

まず、今回八街東小学校に、この夏休みを利用して、保健室に輻射式の空調設備を設置したところでございます。これは、保健室の空調設備の調子が悪かったため、交換工事を考えていたところで、通常の電気式の対流型の空調機を設置することで考えておりました。

保健室なんですけど、保健室には機械を設置するスペースがまずあったこと、それから室内空気の対流が発生しない輻射式の空調設備を、今回初めて導入したというものでございます。

今後も、小中学校への導入につきましてですが、設計の段階で、ランニングコストやイニシャルコスト、そして設置スペース等、総合的に考えまして検討してまいるところでございます。

○山田雅士君

この輻射式のエアコンですけれども、本当に素晴らしい新しい機械だなと思います。当然、まだ出始めたものなので、これからどんどん新しいものが開発されていく可能性もありますし、そういった市場の動向等も注視していただき、生徒のために、少しでもいいものを導入に結び付けていただければと思います。

先ほど、次長の答弁でランニングコスト等という話がありましたけれども、今回の小中全校への空調機設置ということを受けて、設置後に電気代、修繕費や、やっぱりエアコン機器は更新、当然耐用年数がありますので、そういったことでさまざまな費用が懸念されますが、その辺はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○教育次長（村山のり子君）

ただいま申し上げましたとおり、今後の小中学校の導入につきましては、ランニングコスト、そしてイニシャルコスト、そして先ほども申し上げましたが、教室によってスペースのこともございますので、その点も含めまして総合的に検討してまいります。

○山田雅士君

もちろん、生徒の安全のためには、まずは設置ということが大事だと思いますけれども、その後、設置後にいろいろ問題が当然発生すると思われれます。そういったこともしっかり考慮しながら、生徒たちの安全に努めていただきたいと思います。

現在、各学校では生徒数の減少ということで、空き教室が見受けられます。この生徒数の減少というのが、今の日本全体の問題でもありますので、どうしても今後も引き続き可能性としては避けられないのかなという思いでありますけれども、こういった生徒数の減少により空き教室が増える可能性というのを、設置にあたり考慮するのか、その辺をお聞かせください。

○教育次長（村山のり子君）

まず、児童・生徒数は年々減少していくというような傾向にございますけれども、整備年度に存在する普通教室、それから特別教室等には、基本的には設置する予定でございます。

整備後にクラス数が減少した場合には、少人数教室、それから多目的教室等として使用も

可能ですので、無駄になるということはないと考えております。

○山田雅士君

ありがとうございます。ぜひとも、臨機応変な対応をしていただいて、しっかり有効に活用していただきたいと思います。

今回の決断に関しては、前倒しでの設置ということで市長の英断がありまして、非常にありがたいと思っております。児童・生徒、保護者も、今回の空調機設置に関してはかなり期待しているものと思われますので、やはり先んじて導入しているエアコンの導入率が100パーセントの松戸市では、集中して学習ができるようになった、あるいは給食の残食率が減ったと、そういう報告もされております。

今や空調機は必須のものとなっていくように見えます。政府は、今回の猛暑というか酷暑を災害と捉え、今回の国の決断にも至ったわけですので、八街市の子どもたちのためにも、この環境整備をぜひともよろしく願います。

続きまして、(2)夏場の学校行事・施設利用について、お聞きいたします。

先日の角議員の質問でもありましたけれども、愛知県豊田市の7月の校外学習において、生徒が亡くなってしまったという、非常に残念な事件がありました。そういった事故を踏まえて、こういった夏場の学校行事のというのは、細心の注意をもって取り組まなければいけないと思うのですが、八街市においての、夏場の学校行事の対応は、どのようなものだったのか、お聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

夏場の学校行事については、熱中症のリスクが高まるため、対策としては、文部科学省や環境省発行の熱中症に関する資料に基づき対応しております。

特に、授業を含めた学校行事等の教育活動について、実施内容を含め気温や湿度等を十分考慮し、緊急時の対応を周知し、危機管理体制を整備して行っております。

健康面を第一に考え、一定時間ごとに休憩を多く取り、水分補給を十分にし、児童・生徒の疲労度によっては、内容の短縮や軽減をするなど配慮をしながらの実施に、今後も努めてまいります。

○山田雅士君

やはり、万全な体制をとっていただきたいと思います。

実際、この夏、例えばそういう学校行事等を、短縮や軽減等をした対応例はあったのでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

体育等で屋外でするものを屋内に持ってきたり、またその逆であったり、その場その場で臨機応変に対応した授業を、各学校ではしていると聞いております。また、1つ大きな例としては、1学期の終業式を、全体で体育館に集まることなく、各学級でテレビで行ったと、

そういう事例も多くございます。

そのように、さまざま、その都度、その条件に合わせた対応をして、児童・生徒の安全を保っておる状況でございます。

○山田雅士君

終業式の時期には、当然夏場の真っ盛りということで、体育館の中に多くの人が集まれば、それだけ熱も高まってきますので、そういった配慮をされたというのは、非常に素晴らしいことではないかと思えます。ありがとうございます。

では、続きまして、②の学校プール事故の状況は、ということでお伺いたします。

当然、この暑い夏に関しては、生徒たちはプールの授業というのは、非常に喜んでいてと思いますけれども、こういった学校プールでの事件・事故というのが、全国的にはかなり報告されております。

そこで、八街市での状況は、どのようなものだったのか、お聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

市内小中学校で水泳学習を行う際には、事前準備として、命に関わる学習であることを十分に指導するとともに、児童の健康状態の確認について、保護者の協力を得られるようにしております。

また、校内では、緊急時の体制を構築したり、心肺蘇生法講習を全職員受講したりすることで、教師一人ひとりが自分の役割を自覚できるようにしております。

学習の際には、AEDや救急セットを必ずプールに常備するだけでなく、排水溝を含めた安全点検を必ず行っております。また、指導中には、常にプールの中及びプールサイドから安全・健康状態の監視体制を整えて、取り組んでおります。これらの確実な実施により、各小中学校において、プール事故は一件も起きておりません。

引き続き、安全・安心な水泳学習のために、全職員共通理解を図ってまいります。

○山田雅士君

ゼロ件ということで、非常にうれしく思います。

今年8月23日に、福島県のある小学校では、2年生の児童がプールの底に沈んでいるのが発見され、病院に搬送され、しばらく意識が戻らなかったと、そういう記事もありました。全国的に見ると、残念ながら死亡事故等も報告されておりますので、引き続きしっかり取り組んでいただき、生徒の安心・安全に努めていただければと思います。

では、続きまして、(3)のオリンピック・パラリンピック教育について、お聞きします。

今年の夏は、ワールドカップやアジア大会等、大きなスポーツイベントが開催され、日本人選手、日本チームが活躍され、非常に盛り上がりを見せておりました。2020年、あと2年後にいよいよ迫ったオリンピック・パラリンピックについても期待するところでございますけれども、このオリンピック・パラリンピックについて、今各地区でいろんなオリンピック・パラリンピック教育が実施されております。

そこで、①選手と子どもたちがふれあえるオリンピック・パラリンピック教育の、八街市での実施はどのようになっていますか、お聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催は、児童・生徒にとって、国際感覚やスポーツの楽しさ、ボランティア精神、障がい者理解等を育む、大変大きな機会であると捉えております。

これまでも、中央中学校区では、今回のアジア大会の空手競技で金メダルを獲得した、本市出身の植草歩選手を講師に招いて、講演をしていただきました。

八街東小学校では、県の事業である「夢チャレンジ」で、富士通陸上競技部の塚原直貴選手を招いて、陸上競技教室を開催いたしました。

二州小学校では、北京パラリンピックの自転車競技で金メダルを獲得した石井雅史選手を招いて、交通安全教室を行いました。

八街南中学校区では、地域公開に、ロンドンパラリンピックの走り幅跳び競技で6位に入賞した渡辺紫帆選手を講師に招いて、講演会を行いました。

また、小学校では、オリンピック・パラリンピックのマスコットキャラクターの選定に関わるなどの活動もしております。

千葉県教育委員会では、「オリンピック・パラリンピック教育の取組方針」を策定し、さまざまな企画を提案しております。

本市としましても、国や県の動向を注視しながら、今後も積極的にオリンピック・パラリンピック教育の推進に努めてまいります。

○山田雅士君

今、何選手かの取り組み例が紹介されました。八街市出身の植草選手に対しては、先だっでのアジア大会で金メダルを獲得したということで、八街市にとっても非常に誇らしいことではないかと思えます。引き続き応援していったって、八街市全体で盛り上げていければと思います。

また、こういったスポーツに子どもたちが関わることによって、教育の面で非常に有効ではないのかなと思えます。先ほどの答弁でもありましたけれども、ボランティア精神あるいは国際感覚、また特に集団で行うことによってそのルールやマナー、そういったものを学べると、そういったさまざまな利点があります。今回のオリンピックを迎えるにあたって、あと2年、さまざまな形で、より一層取り組みを広げていただきたいと思います。

また、先日、八街中央公民館で福祉フェスタが開催され、その中で車椅子バスケの紹介がありました。今、こういった障がい者スポーツの普及というのは、非常に大きなものになってきてまして、メディア等の取り上げも大分増えてまいりました。障がいがあってもスポーツに取り組める。またパラリンピックの場で優秀な成績を残せば金メダルを獲得できる、そういったことが障がい者にとって非常に励みなるのではないかと思います。そのためには、こ

の障がい者スポーツに対して、日本全体がしっかり理解と普及に取り組む必要があるのではないかと思います。

そこで、八街市の子どもたちに対して、この障がい者スポーツの普及や促進というのをより一層広めていていただきたいと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

学校におけるこれまでの取り組みにつきましては、先ほど教育長から答弁したとおりでございます。

今後は、道徳や総合的な学習の時間を含め、学校教育全般にわたりまして、パラリンピック選手についての題材を取り上げたり、実際に学校で実施できるパラスポーツに積極的に取り組んだり、理解するように努めてまいります。

また、今年度、関係団体からユニボッチャの用具一式を2セット寄贈いただきましたので、それらを各学校に貸し出すことを進めてまいります。

合わせまして、国や県の取り組みを注視しながら、今後も積極的にパラリンピック教育の推進に努めてまいります。

○山田雅士君

非常に素晴らしい取り組みではないのかなと思います。今後もより一層障がい者スポーツの普及促進に取り組んでいただけるよう、お願いしたいと思います。

それでは、最後の質問ですけれども、（４）ゲーム依存症について。

オンラインゲームなどのやり過ぎで、生活や健康に深刻な影響が生じるゲーム障害、ゲーム依存症ですけれども、今回、世界保健機構において、新たな精神疾患として位置付けられるようになりました。今の時代、どうしても子どもたちがこういった携帯でのゲーム機器等を持っていない子がいないぐらい、かなりゲームが広まっております。

そこで、新たな精神疾患に位置付けられるゲーム依存症。八街市の子どもたちの現状と対策が、どのようになっているのか、お聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

スマートフォンやゲーム機を介してのゲームのやり過ぎにより、日常生活に支障を来す、いわゆるゲーム依存症が、今年の6月、WHO世界保健機構により「ゲーム障害」として、国際的に精神疾患として認められました。

ゲーム障害の診断基準は、「ゲームをする時間を自分でコントロールできない」、「ゲーム以外の出来事や関心事の優先度が低くなる」、「日常生活に支障を来してもゲームを優先する」といった症状が12カ月以上続くこととあります。

昨年度、そして今年度、各学校からの生徒指導報告や長期欠席児童・生徒の状況報告からは、「ゲーム障害」に該当すると推測され、日常生活及び学校生活に大きな障害が出ている児童・生徒の報告は受けておりません。

しかしながら、精神疾患としての「ゲーム障害」については、新しい概念であること、ま

た、「隠れゲーム障害」が存在する可能性があること等を踏まえ、「ゲーム障害」に対する理解と対応に努めてまいります。

○山田雅士君

今の答弁にもありましたとおり、新しい精神疾患ということで、今後、引き続き状況を注視していく必要があるのではないかと思います。

この依存症に関しては、ほかのものと異なるのは、未成年の割合が非常に高いということです。ゲームに熱中し過ぎて不登校になる、あるいはひきこもりになる、ネットゲームに入りびたりになり食事もとらなくなる。食事をとるよりもゲームに夢中になってしまう。そういったことで、心身にさまざまな影響が出てしまうと、非常に憂慮すべきことではないかと思えます。

スマートフォン等で、今の子どもたちがゲームをやるのはかなり主流になっております。そういったスマートフォンのアプリの中には有効なものあり、しっかり正しく使えば日常生活に役立つあるいはコミュニケーションをとるのにも役に立つ、そういったものがある一方で、ゲームに夢中になり過ぎてしまうと、そういった可能性が非常に高い危険なツールでもあります。

そこで、八街市の子どもたちの、スマートフォン等の利用状況のアンケートは行っているのか、また行っているのでしたら、どのような結果になっているのか、お聞かせください。

○教育次長（村山のり子君）

教育委員会といたしまして、平成29年度に実施した児童・生徒のアンケートによりますと、1日4時間以上コンピュータゲームを利用する小学校6年生の割合は17パーセント、中学3年生が16.5パーセントであり、これと全国平均と比較して、いずれもおおよそ5～6パーセント高い状況にあります。

また、本市の中学校3年生の携帯電話・スマートフォンの所持率ですが、93パーセントであり、これも全国平均より10パーセントほど高い状況であることを考えれば、携帯電話やスマートフォンを介したゲーム依存に関する問題意識は、教育委員会、そして学校ともに共有し、継続した観察が必要になるのではないかと考えております。

○山田雅士君

答弁の中で、全国平均よりも利用時間あるいは所持率が高いという報告がありました。もちろん、それがすぐに、必ずしも依存症に結び付くというわけではありませんが、可能性としてはかなり高くなってしまいうという危険は、もちろん考えられます。引き続き生徒の動向に注視し、こういった依存症の可能性のある生徒に対しては、適切な指導をしていただきたいと思えます。

今の時代ですと、私が小さい頃からコンピュータゲームというのがはやり出して以来、日本の社会ではコンピュータゲームというのは欠かせないような状況にも、ある意味なっております。そういった世代が大人になり、お子さんをもったときに、親がどうしてもゲームに依存してしまうとそういうこともありますし、また育児に対して、どうしても子どもに手を

かけたくないから、ゲーム機器を与えておけば静かになるから、楽だからということで、就学前の段階で既に子どもがゲームに入りびたりになってしまうと、そういったことも今の日本では報告されております。

そこで、子育ての段階からこのゲーム依存症に対策していく必要が、今後出てくるのではないかと思いますが、市民部としてはどのようにお考えになっていますか、お聞かせください。

○市民部長（和田文夫君）

お答えいたします。

いわゆるWHOが、本年6月に、オンラインゲームやテレビゲームのやり過ぎで日常生活が困難になるゲーム障害を、新たな疾病として認定し、依存症の1つとして新たに加えたことにつきましては、私も新聞報道などで承知しているところでございます。

しかしながら、単にゲームを取り上げればよいというような問題ではなく、現時点では、ゲーム障害に関する対応策などが国からも示されていないことから、市民部といたしましては、今後、国や近隣自治体などの動向に注視するとともに、調査研究に努めてまいりたいと考えております。

○山田雅士君

やはり、新しい精神疾患ということで、今後いろんな形で国からデータが公表されたり、そういったことが出てくると思います。引き続き注視していただければと思います。

先ほど、部長の答弁にもありましたが、私も単純にゲームをなくせばいいとか、取り上げればいいということではないと思います。その中には教育に役立つ有効なゲームもあつたりしますし、そういったもので子どもたちのためになるものがあつたりします。ただ、利用時間であつたり、利用するときの場所やルールであつたり、そういったものをしっかり守っていく必要があるのではないかと思います。

八街市では、青少年健全育成都市宣言をしておりますので、こういった子どもたちがスマートフォン等の機器を正しく使えるように見守りながら、健全育成に今後努めていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で誠和会、山田雅士議員の個人質問を終了します。

次に、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、西日本豪雨災害、命に危険を及ぼすレベルの猛暑、台風21号などの異常な数の台風、また、昨日発生いたしました震度7を観測した北海道胆振東部地震で、亡くなられた方に心から哀悼の意を表すところでございます。一刻も早く行方不明の方々の救出並びに被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。一日も早い復旧復興を願うところでございます。

今回、私は4点にわたり質問をさせていただきますので、執行部の皆様におかれましては、明快なる答弁をお願いいたします。

それでは、初めに質問事項1、若いからこそ健康に。

若者健康診査の実施を、について質問をさせていただきます。

近年、若いときから検診を受けやすくすることで、健康に対する意識を高める動きが、多くの自治体で出てまいりました。若いときから毎年健診を受けて、体の状態を確認していくことで、早い段階から生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組むことができます。若い人ほど健診を受けることが必要であり、大きなメリットがございます。

しかしながら、現在は、国が定めた法律により、各医療保険者ごとに加入している40歳以上の方に対し、特定健康診査を行うのみで、若い人への健康診査の補助はございません。

脳梗塞や脳出血などの脳血管疾患や狭心症・心筋梗塞などの虚血性心疾患は、高血圧症や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が重症化した結果、引き起こされる病気でございます。血圧や血糖、コレステロール高い状態は血管を傷付ける原因となります。しかし、血管は痛みを感じないため自覚症状はあらわれません。本人が気付かないうちに血管の傷みが進行し、脳梗塞や心疾患梗塞などの自覚症状がある病気になってしまいます。

自覚症状もなく、ひそかに進む生活習慣病や血管の傷みを早期に見付けるために有効な手段としては、健診を受診することでございます。早期に生活習慣の改善に取り組むことで、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することができます。

生活習慣病は、10年、20年の長い年月をかけて進行する病気でございますので、(1)の質問に参りたいと思います。

今現在、国が定めた法律により、各医療保険者ごとに加入している40歳以上の方に対し、特定健康診査を行っておりますが、近年、若い方の5人に一人は生活習慣病のリスクを抱えていることもわかってきております。18歳以上の方で、特定健康検診の対象になる前の方も受診できるような形にならないのかということで、ご質問させていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

生活習慣病の予防のためには、自分の適正な体重を認識し、栄養のバランスのとれた食事を摂るとともに、日頃から運動する習慣を身に付けていくことが重要であり、市民一人ひとりが生活習慣病について理解を深め、がんのリスクを高める要因である多量飲酒、喫煙、運動不足、偏った食生活、肥満、塩分の摂り過ぎなどの生活習慣を改善していくよう促し、継続できるよう支援していくことが課題であると考えます。

そのためには、若者層に対する健康診査を実施することも重要と思われませんが、まずは、若い頃から自身の健康に関心を持ち、健康に関する正しい知識を習得することが必要であると考えことから、若年層に対する生活習慣の改善を推進する健康教育等の実施及び「広報やちまた」やホームページ、メール配信等を利用した生活習慣病予防に関する知識の啓発などを通じまして、市民一人ひとりの意識改革に向けた取り組みを充実させてまいりたいと考

えております。

○山口孝弘君

答弁ありがとうございました。

これは、若い方が受診できるような環境をつくってほしいというふうに思ったきっかけのところには、私自身も若いから大丈夫だろうということで、暴飲暴食であったり、さまざまなお付き合いでお酒を飲むことも多いことがありました。まさか自分が病気になったりとかすることはないだろうというふうに思っていたやさき、一度入院してしまうようなこともありました。なので、若いからこそ、健康ということに早期に取り組んで意識を高めていくことが、必要じゃないかというふうに、私は本当に思います。自分自身の戒めでもあるところでございます。

現状についてお伺いいたしますが、若い方に対して、この生活習慣の改善を意識するような取り組みというのは、現状として、どのような取り組みが行われているのか、あまりそういうのはないんじゃないかなというのが実感なんですけれども、その点について、まずお伺いをいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

若い方への健康意識の取り組みにつきましては、健康増進課を中心にしまして、さまざまな取り組みをしているところでございますが、議員おっしゃるとおり、なかなかその意識の改革といいますか、そちらの方が図れていないというのが現状でございます。

今後につきましても、また医療に携わる健康増進課を中心として国保年金課、あとは教育委員会担当とも連携をとりまして、さまざまな施策を取り組んでいきたいというふうに考えております。

○山口孝弘君

平成29年度の、40歳以上の方の特定健康診査の受診率に関しましては、28.9パーセントという数字で、市が掲げている目標というのが60パーセントですよ、たしか。かなり大きな開きが生じているのかというふうに思います。

やはり、若いときからそういった意識を高めることによって、そういったリスクを軽減させたり、健康に対する意識を高めることによって、受診率を高めるという相乗効果も生まれるのでないかというふうに、私は思います。

若い方も健康には興味がございます。しかしながら、きっかけがない。きっかけがないからそういったことができない。現状としては、そういった施策であったり補助がない中で、興味のある方は自らの意思で高い実費を払って、自ら健診を受けているという方がいるわけでございます。特に、八街市は自営業の方であったりとか農家の方も多地域でございます。

先ほどの答弁では、生活習慣病に関する啓発、市民一人ひとりの意識を高めたいという答弁をいただきましたが、それならなお一層、若年層に対し啓発、健診が受けられるような施策も考える必要があるのではないかというふうに思います。

ちょっとお聞きしたいんですが、もし18歳以上から、この八街市独自で健診を始めるといふようになりますと、どれぐらいの予算が必要になるのか、お伺いをいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

若者健康診査等を実施する場合の費用でございますが、受診者への問診票郵送料、健診実施委託料、健診結果郵送料等が必要になると思われま。

対象者でございます18歳から39歳までの人口は、平成30年3月31日現在で1万5千890人で、健診内容については若者健康診査を実施しております他の市町では、特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査と同等の内容で実施しているものが多いため、同等の金額として試算をいたしますと、対象者全員が受診をした場合約1億円、現実的な受診率として20パーセントと仮定いたしますと、約2千万円が必要となるものでございます。

○山口孝弘君

現実的な数値としては2千万円、全員が受診すれば1億円という形で答弁していただきましたが、その2千万円をかけなくても、健康に対する意識というのは高められるとは思いますが、できれば、若い方に対してもそういった施策を打つことも、それは市の姿勢として、健康に対する意識を高めるという姿勢としても、1つの施策として考えてもいいのではないかとはいふに思います。

今後、健康の意識を高めるという意味合いで、強い意志であつたりとかきっかけを、ぜひとも持っていただきますように、さまざまな施策を考えた中で、考えていただきますように、お願いを申し上げます。

○議長（木村利晴君）

質疑中ではありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後1時12分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告いたします。桜田秀雄議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

○山口孝弘君

次に、質問事項2、子育てしやすい街に。

産科医の地域偏在をなくすためについて、質問をさせていただきます。

先日、山梨県山梨市を視察させていただきました。山梨市では、第3子以降の出産祝い金を支出したり、子育て支援カードといったさまざまなお店で優遇されるカードをつくったり

と、子育て支援に対しても力を入れている自治体でございます。

特に、目をみはることは、全国初の公設民営の産婦人科。女性の幸せを願い、健康・妊娠・出産・育児を支援し、この地域に将来にわたった継続した産科医療の確保のために開院したところでございます。しかも、分娩施設と産後ケアを同じ場所で一体的にサービス提供ができるという方法も、妊産婦とママ目線に立ったものでございます。

山梨市は、「おなかの中から一生涯、安心の山梨市」を掲げており、子育て環境の整備について、ハード面、ソフト面ともに取り組んでおる自治体でございます。

産婦人科を公設民営とした背景としましては、山梨市は少子高齢化が進みまして、保育園の閉園、学校の廃校などが課題であったことから、街の活気を失わないために選んだ手法が、公設民営であったということでございます。

そこで、（１）八街市内に出産・分娩ができる医療機関がない現状を打破し、産科医の地域偏在をなくすために、八街市としても強い覚悟をもって産科の誘致やそれを補うための対策について取り組む必要があるのではと考えますが、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

全国的に見まして、分娩を取り扱う医療機関は、一般病院や診療所が医師不足により、その取り扱いをやめ、施設数・医師数ともに増加傾向にある地域の基幹病院に集約されていく傾向にあります。また、その一方で、いまだに全分娩数の半数近くは、身近な診療所が担っているという、二極化現象が起きております。

このような中で、本市では、妊娠届出時の面接において、出産予定施設が未定の方で、分娩を取り扱う医療機関についてご相談があった場合は、佐倉、成田、富里、東金、千葉など、近隣市の医療機関について情報を提供しております。

また、日頃から、支援が必要な妊婦さんにつきましては、地区を担当する保健師が、小まめに家庭訪問をしたり、電話して様子をうかがい、相談に乗るなどをしているほか、通院中の医療機関や出産予定の医療機関等とも綿密に連携を図ることにより、妊婦さんが安心して出産できる体制づくりに努めております。

今後につきましても、各種支援体制の充実を図るとともに、産科の誘致・新設につきましても、全国的な医師不足で、特に産科医が不足し、分娩施設の集約が進む中で大変厳しい状況ではございますが、引き続き各方面に働きかけるなどして、努力してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

現状の産科の誘致でございますが、以前にも私は産科の誘致について質問させていただきました。現状については、どのような形になっているのか、お伺いします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

現状におきましても、さまざまな機会の折に、産科の誘致・新設につきまして、各方面へ

働きかけを行っている状況でございます。

○山口孝弘君

働きかけを行っても、なかなか現実には至らないというところではございますが、私もさまざまな方面へ声かけしております。ぜひとも、この産科の誘致というのは、大変重要なことでございますので、ぜひとも今後も努力をしていただきまして、私も努力をいたしますので、ぜひ議員の皆さんも産科の誘致に協力していただきまして、実現に向けてできればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

この千葉県内の中で、分娩のできる産科がない市というのは、八街、大網、香取になっております。また、合計特殊出生率に関しましても、全国平均では1.43に対しまして、八街は現状1という数字になっております。それを鑑みますと、危機感を本当に強めなければならないというふうに感じております。八街で産み育てやすい環境を作るためにも、他市町村にまさる子育て支援策も考えていかなければならないというふうに感じますが、他市町村にまさる子育て支援策という面で、具体的な考えはあるのか、お伺いをいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

本市では、子育て支援として、放課後児童クラブの充実に努めているところであり、実住小学校内の余裕教室に新たな児童クラブを設置することが可能となり、本年12月の開設に向けて工事や事務を進めているところでございます。また、児童館の新設につきましても、取り組んでいるところでございます。

ご質問にございました新たな子育て支援策につきましては、具体的に決定しているものは現時点ではございませんが、今後も、次代を担う青少年の健全な育成に努めることができるよう、担当部長といたしましても、引き続き新たな子育て支援策について調査研究をしてみたいと考えております。

○山口孝弘君

市長は、この問題についてどのようなお考えなのか、ぜひとも、他市町村に負けないというか、八街はこうなんだよとはっきり言えるような子育て支援策を、ぜひとも実現していただきたいと思いますが、市長のお考えをお伺いします。

○市長（北村新司君）

私も先ほど答弁いたしましたところでございますけれども、いろいろな関係者に、産科医についてはぜひということでお話はしております。しかし、いまだにそうしたことの実現が伴っていないというのは事実でございますけれども、私としてもできる限りの努力はしてまいりたいと思っております。

また、今担当部長からお話がございましたように、子育て支援策、これは八街市にとっても大変大事なことでありますので、さらなる努力をしてみたいと思っております。

○山口孝弘君

市長も、3期目の出馬表明をされて、11月選挙になるであろうというふうに思いますが、

ぜひとも、その際にはしっかりとした子育て支援策を設けた公約を打って出て、はっきりとさらなる前へと進めるための施策を実現していただきたいというふうに、強く思います。

10年後、20年後、30年後を考え、住んでよかった、住み続けたい八街市をぜひとも構築していただきたいと思います。

次に、質問事項3、市民に寄り添った滞納整理、について質問をさせていただきます。

市民支援策としてのファイナンシャルプランナーの活用。

まず初めに、(1)多重債務の問題を抱えて生活を立て直そうとされている方々に対する現在の支援策については、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

多重債務の問題を抱えている方々への支援策といたしましては、本市の消費生活全般に関する苦情・相談等の窓口として「八街市消費生活センター」を設置いたしまして、多重債務の対応に関しましても所管しているところでございます。

同センターには、10年ほど前までは、多くの多重債務に関する相談が寄せられておりましたが、ここ数年においては、相談者はいない状況となっております。

現在の対応といたしましては、消費生活相談員が多重債務関係の法律の専門家ではないことや相談内容も複雑であることから、相談があった場合には、無料の法律相談窓口等を紹介しているところでございます。

一方、市税等の徴収部門においては、徴収対策の一環といたしまして、毎月最終日曜日の日曜開庁の中で、弁護士による無料の多重債務者相談を実施しております。

市税務職員が納税相談の際に、相談内容を丁寧に伺い、債務整理に関する法的な解決が必要と思われる方につきましては、多重債務者相談をご案内しております。弁護士からは、専門家としての見解・アドバイスをいただき、相談者の判断に基づいて、この弁護士に依頼した結果、過払い金が返還されることとなった場合には、優先的に滞納税に充てていただくことにより、市税等の滞納の縮減につなげているところでございます。

この多重債務者相談は、平成21年度から実施しており、多い年で77人の相談者がおりましたが、平成29年度においては24人の相談者となっております。これまでの実績といたしましては、総額で約8千3百万円が滞納税に充当されております。

過払い金の返還の請求期間が債務完済後、10年で時効となることから、時効を迎えたものも多くあると思われ、多重債務に関する相談自体が少なくなりつつありますが、平成29年度からは、滞納者の自己破産や民事再生などの債務整理措置する相談もお受けすることとしており、今後も日曜開庁における無料の弁護士相談は継続してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

現状では、多重債務に関わる問題は弁護士の方が主に補っているという形になっているという答弁でございましたが、多重債務の方で共通して言えることは、一旦お金を借りると、

心に歯止めがかけられなくなる実態がございます。これでもかこれでもかという、なかなか抜け出せない負のスパイラル状態に陥ってしまいます。清算し、再出発を図っても、またいつの間にかもとの状態に戻って舞う事例が後を絶ちません。そういった方々に対し、適切な支援をしなければ、いつまでたっても同じ道を歩んでしまう可能性がございます。

ファイナンシャルプランナーとは、顧客である個人から、収支・負債・家族構成・資産状況などのソース提供を受けて、それをもとに、住居・教育・老後など将来のライフプランニングに即した資金計画やアドバイスを行う国家資格を有した方のことでございます。近年、このファイナンシャルプランナーを活用し、多重債務や生活困窮者、ひとり親家庭の相談窓口として、自治体でも取り入れているところが多くなってきているという情報が入っております。

そこで、(2)ファイナンシャルプランナーを活用した納税相談、支援策を構築しては、いかがかお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ファイナンシャルプランナーとは、家計の収支や負債などの現状を分析し、人生設計に合わせた長期的かつ総合的な視点でアドバイスを行う「国家資格を持つ専門家」を言います。

全国においては、九州地方を中心に複数の自治体において、ファイナンシャルプランナーと業務委託契約を締結することにより、相談事業を行っていることは承知しており、千葉県内においては、現在のところ導入事例はございません。

ファイナンシャルプランナーは税理士等とは異なり、個別の税務相談ができないことから、一般論を超えた相談は難しいと伺っております。

また、自治体においては、直接納税相談に従事できるのは、法令に基づく徴税吏員に限られることから、本市では徴税吏員である市職員が、滞納者の実態生活や収支状況について聞き取りを行い、担税力を確認するとともに、早期に未納が解消するよう取り組んでいるところでございます。

現在のところ、ファイナンシャルプランナーを活用した相談事業の導入の予定はございませんが、資金計画作成の専門家であるファイナンシャルプランナーによるアドバイスを活用した相談も1つの方法と思われ、他地域の自治体においては有効的に活用され、生活改善に向けた相談事例も見受けられますので、その有効性について情報収集をいたしまして、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

今後とも調査研究していただきたいと思いますが、このファイナンシャルプランナーは、市の職員が自らこの資格を取得するということも出てきております。この市職員のファイナンシャルプランナーの資格を取得するということについては、八街市としてどのようなお考えなのか、お伺いをいたします。

○総務部長（大木俊行君）

ファイナンシャルプランナーの資格を市町村職員が取得して、納税相談を行っているという自治体が九州地方にあるということは把握しております。ファイナンシャルプランナーとして、実務に欠かせないレベルの知識となりますと、2級FP技能士検定と思われます。この合格率につきましては、行政書士や社会保険労務士などの他の国家資格よりは高いとは言われておりますが、合格のためには、多くの方は専門学校や通信講座を受けているということを知っております。

仮に職員がFP資格を取得して、実際に納税相談においてライフプランの見直しなどのアドバイスを行う場合においては、滞納者側としては、徴収する我々からアドバイスを受けるということに対して抵抗があるということが、言われております。

このようなことから、現在のところ職務命令によりまして、職員がFP資格を取得し、すぐに納税相談を行うということは、ちょっと考えてはおりませんが、現在職員が行っております納税相談の中で、滞納者の方々の状況聞き取りをして、適切なアドバイスができるように努めていきたいというふうに考えております。

○山口孝弘君

わかりました。

部長がおっしゃったように、なかなか職員ができないであろうというふうに言われておりますが、そのファイナンシャルプランナーの資格をもった方が、多重債務であったり生活困窮者であったり、ひとり親の方であったり、その生活設計をプランニングしていく、こういう形にすれば、しっかりとした生活が送れるんじゃないかというアドバイスができるということが必要であり、重要なことでございます。

生活変化に対応できるような柔軟性を身につけるためには、そういった方々のお力もかりて行っていく必要がありますので、ぜひとも、今後、ファイナンシャルプランナーという資格を有した方にご協力いただいたり、職員がそういったスキルを持てるような体制づくりであったり、相談しやすい環境づくりを、今後ともつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、質問事項4、安心して歩ける街づくりに入らせていただきます。

計画的な歩道整備について質問いたします。

市内には、沖分校を含め9小学校と4中学校があり、通学路として認めている一部には必ずしも安全とは言えない箇所が見受けられます。歩行者が安全に移動できる道路の実現を目指し、歩行空間の整備を効果的に進める必要があります。

そこで、①子どもたちの安心安全を確保するには、通学路の歩道の整備が一番。計画的な歩道の整備を望むが、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

歩道整備は、通学路での歩行者の安全確保には有効であり、その必要性については十分認識しております。

歩道整備としましては、現在、笹引学区の東吉田ランドローム前の向台交差点周辺からファミリーマート前の交差点を結ぶ市道210号線を継続的に整備しているところであり、また、千葉黎明高等学校グラウンド付近の市道一区50号線についても、道路拡幅にあわせて歩道整備を進めてまいります。

その他、千葉県の事業といたしまして、現在、国道126号から二州小学校前の県道東金山田台線や、五区交差点付近から夕日丘区セブンイレブン付近までの県道神門八街線において、両側歩道の整備を実施していただいております。

今後も、地域の皆様の協力をいただきながら、関係する機関との連携を図り、通学路の安全確保に努めてまいります。

○山口孝弘君

答弁、ありがとうございました。

今、市長が話された路線は、計画されている歩道の整備箇所であると認識しておりますが、答弁以外にも、歩道整備を進めた方がいいだろうというふうに思われる箇所はたくさんあると思います。特に、学校から1キロ圏内、2キロ圏内においては、まだまだ整備が必要であるというふうに認識をしております。今後についてはどのような考えなのか、お伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

議員がおっしゃるとおり、現在、先ほど市長が答弁したりした路線について、歩道整備を実施しているところでございます。

必要性の高い通学路から継続して順次歩道整備をしているということになっております。通学路の歩道整備の箇所につきましては、教育委員会や交通安全プログラム等が、児童等の通行者数、車両の交通量などを考慮した中で、計画検討してまいりたいというふうに考えております。

そうした中で、今回補正でもちょっと上程をさせていただいたんですが、これは交差点部分の交通量調査を実施したいというふうに考えておまして、八街市として、今後も国道409号を中心に、交差点の改良については重要な施策ではないかというふうに考えているところでございます。

そういうこと、もろもろ含めて、今後、交通安全プログラム等でも提案していただいている箇所もございますので、その辺も含めて市道、特に1級、2級市道については、予算の関係もございますけれども、十分考慮しながら今後進めていきたいというふうに考えております。

○山口孝弘君

特に、今答弁されたように、1級・2級道路については、ぜひとも力を入れていただきたいというふうに思います。やはり、目に見える整備というのは、安心安全につながりますので、よろしく願いをいたします。

現状の整備計画については理解できたわけですが、計画的な歩行空間の整備とし

て、歩道とはいかないまでも、グリーンベルトなど路側帯カラー舗装、事故が多い箇所の交差点カラー舗装、車両と歩行者の離隔距離をあける対策など、安心安全を突き詰めれば対策できる箇所は多くあると感じております。

八街市通学路交通安全プログラムを含めまして、目に見える形での安全対策を進めていただきたいと思いますが、このことについてはどのように考えているのか、お伺いします。

○建設部長（江澤利典君）

今、議員がおっしゃったように、実際、歩道の拡幅となると長い年数、また費用もかかります。そうした中で、現状の道路幅員、路肩部分を有効利用するという方向から例をお示ししますと、八街東小学校の裏側グリーンベルト、あとやまちょうさんの交差点から五区五差路に向かってのところも、バイパスが横断しておりますけれども、その近辺についてのグリーンベルト等々、あとは駅南口ですが、南口の市道についてもグリーンベルトということで整備をさせていただいているところがございますので、用地等が絡まないで何らかの施策ということになりますと、今言ったグリーンベルト、路面標示等が考えられますので、可能な中で随時整備をしていきたいというふうに考えております。

○山口孝弘君

児童の安心安全を守るためには、各学校、この整備というのは大変興味があり、ぜひとも進めていただきたいというふうに感じております。ぜひともこの通学路交通安全プログラムに沿ってというか、そういった意見をしっかりと聞いた中で、どんどん進めていっていただきたいというふうに思います。

目に見える形という中で、先日、朝陽小学校の交差点整備などを進められました。市長におかれましては、こういった目に見える形で安心安全を守る整備というのは大事だと思いますが、市長の意気込みというか気持ちをお聞かせ願えればというふうに思います。

○市長（北村新司君）

子どもたちの通学路の安心安全は、八街市にとりましても大変大事なことでありまして、先般も朝陽小学校脇の、これは通学路ではありませんけれども、交差点改良に伴うことで、子どもたちの安心安全が進んだということで、大変ありがたく思っております。

しかしながら、このことにつきましては、地域の地権者の方々のご協力があって、初めてなし得たものでありまして、改めまして、地権者の皆様に心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

実は、その朝陽小学校の交差点改良に伴って、朝陽小学校の子どもたちからこんなありがたい言葉をいただいたところであります。「信号機ありがとうございました」ということで、子どもたち全員からいただきました。本当に私もいろんな事業をした中で、こうした子どもたちから、つくづくこのありがたい言葉をいただいて本当にうれしく思いましたら、なお頑張ろうと、子どもたちのために頑張ろうという気になりましたので、ご報告申し上げる次第であります。

○山口孝弘君

大変うれしいことですね。ぜひとも、これからも子どもたちの笑顔を守るために、安心安全を守るために、引き続き努力をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、防犯カメラの整備について質問させていただきます。

近年、防犯カメラはさまざまな場所で普及しております。住宅やマンションのエントラス、エレベーターでは防犯カメラが当たり前のように設置されるようになってきました。また、駅や道路、公園といった公共空間で防犯カメラを見かけることも多くなりました。

当然、防犯カメラを設置したからといって、100パーセント安全がもたらされるわけではないということは、言うまでもありません。しかし、防犯カメラが設置されているということにより、ひったくりや窃盗犯罪などの抑止とともに、発生時の犯人検挙への活用が期待されているところでもございます。

犯罪の前兆と見られる「子どもへの声かけ」の発生場所は、1位が道路上で約75パーセント、2位が公園で約15パーセントと、道路・公園で90パーセントを占めております。通学路や公園に設置することによって、子どもたちを犯罪から守る効果も期待されるところでございます。

そこで、(1)犯罪抑止のため、交差点や公園などに積極的な防犯カメラの整備をお願いしたいと思いますが、いかがか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

防犯カメラにつきましては、平成25年から、ひったくり等の街頭犯罪抑止、犯罪発生時の警察への情報提供を目的に、現在、8台の街頭防犯カメラを運用しております。

設置箇所は、犯罪が発生した場所や逃走経路に利用される確率の高い主要交差点に設置を進めており、八街幹部交番と協議の上、決定しております。

このほか、施設管理を目的として、八街駅自由通路に12台、自転車駐輪場に29台、市内公園に6台を設置してございます。

今年度の整備につきましては、最も利用頻度の高い八街十字路に設置している街頭防犯カメラを、老朽化のため、より高性能の機器に更新しております。

来年度以降の街頭防犯カメラの新規設置につきましても、八街幹部交番と協議を進めているところでございます。また、整備中の榎戸駅につきましても、自由通路等に4台の設置を予定しております。

今後も、犯罪の起こりにくい街づくりのために、必要な箇所に、街頭防犯カメラの増設を推進してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

答弁ありがとうございました。

現状、八街市内の犯罪件数並びに交通事故件数は、いかほどなのかお伺います。

○総務部長（大木俊行君）

犯罪の発生件数につきましては、平成25年度より年々減少傾向にありまして、平成28年度には、前年度比マイナス117件、率につきましてはマイナス15パーセントの682件、平成29年度については、前年度比マイナス69件、率にしましてマイナス10パーセントの613件となっております。これには、街頭防犯カメラの運用を含めた、警察、地域が防犯活動に取り組んだ結果と考えております。

また、市内の交通事故発生件数につきましては、平成17年度599件をピークに年々減少しております。平成28年度には255件まで大幅に減少いたしましたが、昨年、平成29年度は268件と、前年度比13件、率にしまして5パーセント増加しております。

今後も、引き続き警察、各交通安全団体と協力しまして、交通安全の啓発活動等を実施してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

防犯カメラを設置することにより、どんどん減ってきているというふうに感じております。

現状、この八街市におかれましては、他市町村と比べ、防犯カメラの設置台数については、多いのか少ないのか、その点をお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

防犯カメラの設置台数につきましては、自治体の人口や規模、または交通網の状況等によりまして、簡単に比較はできないと考えておりますが、現在、街頭防犯カメラが8台、それから駅自由通路に12台、自転車駐輪場に29台、公園に6台ということでございますので、決して十分に足りているというふうには認識しておりません。

○山口孝弘君

ぜひとも、今後、目標をもって進めていくことが大事ではないかというふうに思いますが、今後のあり方として、この設置台数については、どのぐらいまで増やす計画であるのか、お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

今後の設置台数等につきましては、警察と協議を行いまして、地域の要望等を勘案しながら、防犯効果の高い必要性の箇所に設置できるように検討してまいりたいと考えておりますので、設置台数につきましては、十分警察と協議をして設置していきたいと考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございます。

次の質問に入ります。自主防犯組織の強化は犯罪抑止効果の高まりや地域住民の防犯意識の向上、自主防犯活動の活性化、地域の絆の強化にもつながる相乗効果が期待できます。

そこで、（2）自治会、商店街等が行う自主防犯活動を強化するために、防犯カメラ設置費用を補助してはいかがか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

誰もが安全で安心して暮らせる街づくりには、警察の方々が、犯罪の予防、治安維持に努め

ていただいているとともに、自主防犯組織をはじめとした地域の目が犯罪抑止に重要であると考えており、これを補完する上でも、街頭防犯カメラの重要性は認識しているところでございます。

街頭防犯カメラの運用にあたっては、記録された映像に、個人情報に該当する特定の個人を識別するものが含まれるため、自治会等が自ら関係法令に沿ってカメラ設置の表示や、映像の保存・提供などのルール化を徹底し、適切な個人情報の保護を図る必要がございます。

今後は、既に同様の補助制度を実施している自治体を参考に、地域の要望などを勘案し、自治会等への防犯カメラ補助制度のあり方を研究してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございました。

防犯カメラは、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には事件の早期解決に役立つものとして、安心して安全に暮らしていける街づくりを進めるために大きな役割を果たします。

一方で、特定される個人のプライバシーを侵害することがないように、その設置・運用には十分な留意が必要でございます。その点も気を付けていただきながら、安心安全の街になるよう、積極的な施策展開していただきますようお願いを申し上げます。私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で山口孝弘議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 3時50分)

(再開 午後 3時59分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

まず最初に、今、歯の治療中でして、大変お聞き苦しい点があったらご理解を願いたいと思います。

今議会最後の一般質問となりました。初心に立ち返って質問させていただきたいと、そういう意味で、一般質問とは何ぞやということを考えてみたいと、このように思います。

議会関連の文献によりますと、政策に取り組み、政策に生きる議員にとって、最も華やかで意義のある発言の場であることから、定例議会の初めに行い、議会の申し合わせ事項、参考資料4の中にもあるように、「当該団体のことなら何でも聞くことのできる便利な制度」と位置付けられています。そして、議論がかみ合うように通告制度がとられ、議長は議員から通告された内容を、「一般質問通告書一覧表」として取りまとめ、関係者に配布、「要旨を執行機関に通知するもの」と定められています。

なお、本議会では、答弁に対してお礼の言葉を連発する質問者もおられますけれども、「一般質問はあくまでも質問の場であることから、お願いやお礼の言葉は厳に慎むべき」とされております。

質問に際しての注意事項として、地方自治法第132条で、「無礼な言葉を使うこと、他人の私生活についての発言することは慎むこと」のみが規定されており、一般質問の重要性に鑑み、全国議長会では、会議のルールをつかさどる議会運営委員会は、議員に対して、質問の取り下げ要請や削除を行うことは越権行為にあたりますので、厳に慎むよう指導されております。

今回、質問要旨1として、議会対応について質問通告をさせていただきましたけれども、再び削除されてしまいましたので質問はできませんけれども、改めて12月議会に質問通告をさせていただきたいと思っております。

なお、一般質問において、通告の内容を基本にして、原稿を作成し、力強い迫力のある質問を行うように求められておりますので、この趣旨に従いまして、順次質問をさせていただきます。

○議長（木村利晴君）

桜田議員に申し上げます。一般質問通告に従って発言するようお願いいたします。

○桜田秀雄君

まず、市政運営。

要旨（1）の公正な市政運営について伺います。

①口利き記録制度、議員への資料提供についてでございますけれども、過去の質問の中で、口利き記録制度の創設についてお願いをした経緯がございます。その後、どのように検討されているのか、伺います。

また、先般、埼玉県のある市議会において、議案に対する賛成討論の原稿を担当職員が作成し、議員が棒読みをしていたということが明らかになりました。二元代表制を冒瀆するもので、実に嘆かわしいことでもあります。議員への資料提供は当然あってしかるべきと私も考えておりますけれども、その手法等についてどのようにお考えかを、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

口利き記録制度につきましては、口利きや不当請求等を抑制することを目的に制定されており、その中には、議員、自治会及び市民等からの要望につきまして、その件数及び内容等を記録し、公表している自治体もございます。

本市への導入につきましては、慎重な検討と十分な議論が必要と思われまますので、他自治体の状況等を見据えながら、必要に応じて情報収集し、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、議員への資料提供でございますが、議会における質問や討論は、市民の代表である議員の皆様方が、市民の声を市政に反映させるための重要な役割であると考えております。

各議員からの求めによる資料等は、各担当課で作成し提供することはございますが、行政による質問や報告書等の作成に対する介入はございません。

○桜田秀雄君

まず最初に、口利き記録制度についてお伺いをいたします。皆さんもごぞんじのように、先般、熊本市議会で、女性議員が議会から除名処分をされました。そして、本人が県の紛争処理委員会ですか、これに訴えをして、結局県の方では復職命令を出されました。現在職に戻っておりますけれども、市政が大変に混乱をしているわけでございます。

いわゆる、議員によるパワーハラスメント問題でございますけれども、やはり市長は多くの、500人を超える職員をお預かりしているわけですから、職員の皆さんの日常業務がスムーズにいくように、職員の立場に立って考えていく必要があるだろうと、私は思いますので、ぜひとも検討を進めていただいて、実現をさせていただきたいと、このことを要望しておきます。

職員による議員への便宜供与について、過去何回かお伺いし、その都度否定をされております。市長も今否定をされました。

しかし、討論受付の休憩時間に、古参議員が議場入り口で議場内の新人議員を呼び出して、帰ってきた新人議員が「私がやることになりました」と、こういう発言をされております。渡された原稿が誰によって書かれたかは定かでございますけれども、こうした光景を、私は、議員になってから何回か、ここで拝見をさせていただいています。

再度確認をいたしますけれども、議員の原稿を職員が書いたという例は、過去、現在においてもないかどうか、再確認をしたいと思いますが、いかがですか。

○総務部長（大木俊行君）

先ほど、市長が答弁申し上げたとおり、各議員からの求めによる資料等は、各課担当課で作成をしまして提供することはございます。しかし、行政による質問や報告書等の作成に対する関与はございません。

○桜田秀雄君

埼玉県の事例では、いわゆる情報公開によって明るみになりました。討論原稿は、当然議員の方から提出されておりますので、保管されていると思うんですが、いかがですか。

○総務部長（大木俊行君）

大変申し訳ないんですが、今の質問に対して、内容がよくわかりづらいので、どういうことでしょうか。

○桜田秀雄君

討論原稿、これは議員の方から議会事務局に提出をしておりますけれども、これは保管をされているんですか。

○議長（木村利晴君）

今のは議会に関する質問と何か関係がありますか。1の質問に対して。

○桜田秀雄君

当然、これは公文書でございますから、保管をされていると思うんですね。それが保管されているかどうか、まずは伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

市議会に対します文書につきましては、八街市文書規定に定める基準の例によりまして、八街市議会議案及び議決通知の関係する文書については長期、それから市議会に関する重要な文書については10年、それから市議会に関する一般的な文書については5年というふうになっております。

○桜田秀雄君

厳重に地方公開制度を遵守いたしまして、文書の保管をお願いしたいと思います。

次に、庁舎内での政治活動について、伺いをいたします。

先般、市役所裏の通用門におきまして、議会活動報告、これをお配りしていたところ、ある職員から、「議員さんに政党機関紙を勧められて困っている。何とかありませんか」と、こういうお話をいただきました。

市庁舎内で、職員の皆さんが休憩時間に政治活動を行うことは、何ら問題はないものと私は思っておりますけれども、議員が行うということはいささか問題があるように思います。市庁舎内での政党機関紙の購読勧誘・配達・集金活動の実態はあるのかどうか、伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の行為等につきましては、特に問題になるような報告は受けておりません。

○桜田秀雄君

勤務時間中、これは当然ご法度であると私も考えております。職員の皆さんが就業規則で定められた休憩時間内にこうした活動を行うことは、何の問題もないものと思います。しかし、議員と職員、とりわけ議会対策にあたる幹部職員と議員との関係は大変微妙な関係にあります。議会関連の文献によりますと、議員は行政を監視し、市政をただす役割を担っており、正される側の最前線にいるのが議会对応の最前線に立っておられる皆様方、幹部職員の皆さんです。

市庁舎は、来訪する市民に対し、分け隔てなく公平公正な業務を行う場です。憲法との絡みもありますけれども、大変重要な問題でありますので、本来は自主規制されべきことが望ましいと私も考えておりますけれども、市民の共有財産である市庁舎内ということを考えれば、当然一定のルールが必要ではないか、このように考えますが、これについて今後どのように考えるのか、伺いをいたします。

○総務部長（大木俊行君）

今言われています庁舎管理規程につきましては、事務の遂行が迅速かつ的確に行われるよう、秩序の維持に努めるという基本原則のもとに定められたものでございます。

今、議員が言われている新聞等につきましては、これは第三種郵便物認可を受けた、誰も

が購読可能な定期刊行物であると思われま。他の新聞と同様、市役所への配達等は問題ないものと考えております。また、この購読している職員につきましては、個々の判断により私的に購読しておりますので、特に問題はないというふうに考えております。

○桜田秀雄君

他の市町村でも大変問題になっておりますので、やはり一定のルールは必要じゃないかなと、私はこのように考えております。

次に、非常勤職員について、お伺いをいたします。

非常勤職員の公務災害補償制度について、どのようになっているかお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

非常勤職員の状況でございますが、平成30年7月1日時点におきまして、ごく短期間の業務に従事している者を含めて245名でございます。非常勤職員の公務災害の発生状況につきましては、平成27年度が5件、平成28年度が2件、平成29年度が2件、平成30年度が1件となっております。

公務災害補償制度についてでございますが、まず、市職員のうち常勤職員及び再任用短時間勤務職員等は、地方公務員災害補償基金が地方公務員災害補償法に基づき補償を実施しております。

次に、非常勤職員のうち、議会の議員、行政委員会の委員、消防団員及び本庁に勤務する非常勤職員につきましては、千葉県市町村総合事務組合の組合条例に基づき、補償を実施しております。

そして、非常勤職員のうち、クリーンセンター及び幼稚園等に勤務する非常勤職員につきましては、労働災害補償保険法に基づき補償を実施しております。

このように、市職員でございまして、補償を実施する機関が異なり、申請方法につきましても、地方公務員災害補償基金及び労働災害保険法では、本人申請となり、千葉県市町村総合事務組合では、職場が認めた申請と異なっております。

しかしながら、いずれの実施機関においても、公務上の災害が発生した日時及び状況等については、所属等によりまず証明が必要となることから、所属を通した申請となりますので、公務災害の判断につきましては、職場等におきましても、発生状況等を精査することはもちろんのことでございますが、被災職員の意向に沿った対応をしてみたいと考えております。

また、発生状況等の把握が難しいケース等では、常勤職員を対象とした地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求書等の記載内容の証明が困難である旨を記載し、申請を行っていることから、他の実施機関におけます申請も同様に対応し、公務災害の認定は、実施機関に判断を委ねたいと考えております。

○桜田秀雄君

非常勤職員について245名、その中で、何件かの事例が発生をしていると、こういう状

況であろうかと思えます。

非常勤は、同時に職員の皆さんあるいは非常勤の皆さん、その場所によってはもうほとんど変わらない内容の業務をされている、こういう箇所もあろうかと、私は思っております。

公務災害の申請について、いわゆる現業部分、先ほども話がありましたけれども、現業部分については問題はございませんけれども、いわゆる事務方、事務関係の職員について、法の整備というか未整備というか、そういう問題もありまして、条例で補完をしないと申請できない場合がありますと、こういうことで各地で裁判が起こされております。

その他、先ほど答弁がありましたように、その辺については千葉県の事務組合の条例の中で決められていると、このような答弁だと思うんですが、このように理解してよろしいのでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今おっしゃったとおり、千葉縣市町村総合事務組合の組合条例により行っております。

○桜田秀雄君

なかなか、市長の答弁の中でも、問題のある部分もあると、このような答弁がございました。職員であつても非常勤職員であつても同じ労働者でございますので、人権あるいは命の重さには変わりはないわけですから、ぜひとも同等の権利・義務、これが保証されるように努力を願いたい、このことを要望しておきます。

次に、要旨（２）災害対策と避難所の運営についてお伺いをいたします。

台風１３号に関連して、市内２カ所に自主避難所が開設されましたが、運営状況はどうだったのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

お答えいたします。

さきの台風１３号の際に、中央公民館、スポーツプラザの２カ所を自主避難所として開設し、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令したところ、７名が中央公民館に避難しました。

運営状況につきましては、施設における避難所の表示など、一部に統一されていない部分がありましたので、今回の反省点を踏まえまして、市内２７施設の指定難所において、避難所を開設する際には統一した開設ができるよう、準備をしまいたいと考えております。

○桜田秀雄君

今、市長の答弁の中にもありましたけれども、私も翌朝一番で、スポーツプラザと中央公民館の自主避難所について、お邪魔をさせていただきました。現地職員の迷惑にならないように配慮をしながら避難所の把握を行ってきたところでございます。

スポーツプラザ避難所について、今も話がありましたけれども、幾ら探しても避難所である旨の案内が出ていない。大分探しました。少なくとも道路際に、あるいはスポーツプラザの入り口、そういうところに避難所である旨の標識はあってしかるべきと思うんですが、その辺について、今後どのようになさるのか、お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

今回、避難所2カ所、中央公民館とスポーツプラザに設置いたしました。中央公民館につきましては、看板の方が出ております。スポーツプラザにつきましては、ちょっと私の方の指示の不足でございまして、看板が出ておりません。

今後につきましては、このようなことがないように、看板の方の設置を心がけていきたいと思っております。

○桜田秀雄君

西日本豪雨災害もありまして、これからは台風が接近するたびに、自主避難所の開設をしていく、こういう方向になろうと思えます。反省点等については、昨日の答弁の中でもありましたので触れませんが、ぜひ、きめ細かな対応策をとっていただいて、安心して避難できる、こういうふうにしていただきたいと思います。

それから1点、テレビ報道を見ていましたら、昨日、林議員の方からも話がありましたけれども、テロップで八街云々、ちょっと見逃したんですが、出ておりましたけれども、あれは避難勧告とかそういうことはあったんですか。

○総務部長（大木俊行君）

避難準備、高齢者の方は準備を開始してくださいと、これはLアラートを使いまして、メディアの方に投げかけました。テロップの方も、避難準備、それから高齢者等避難開始というふうに表示が出ておりますので、避難勧告とかそういうことではございません。

○桜田秀雄君

避難所を見て、今回は2カ所でしたけれども、八街の住民であればどなたでも行ける、そういう状況だったんですか。

○総務部長（大木俊行君）

今回、自主避難所として2カ所設置しております。もし、これが、災害がもっと大きくなれば、各避難所27カ所を設置しまして対応するようになります。今回も近くの、例えばコミュニティセンター、これは土砂災害計画区域内の方でございます。この中の方たちが、もし近くのコミュニティセンターとかに行きたいということであれば、各区長さんが対応していただけるということで、こちらの方は連絡をとってございます。

○桜田秀雄君

次に、空き家問題について、お伺いをいたします。

空き条例の制定についてですが、先日、横須賀市で「ごみ屋敷強制代執行」、こういうテレビニュースが報じられておりました。空き家対策の一環として行われたわけでございますけれども、横須賀市は実にすばらしい条例をお持ちでございます。今は、先進市町村の仲間入りをしていると、このように言われております。

実は、こうした条例は議員提案によってなされているもので、特に横須賀市では、公明党議員団の皆さんがその中心的な役割を担われています。今だから情報公開をいたしますけれども、私は、平成24年12月に議員提案した「八街市空き家対策条例」、これは横須賀市の公明党議員団がつくった条例を、ほんの一部八街に合うような形で提案をさせていただき

ました。

既に513の市町村で条例が制定されておりますけれども、ほぼ、こうした先進市町村の条例をモデルとして作られており、八街市では反対をされてしまいましたけれども、やはり同じ政党会派とはいっても地域差があるんだと、このようなことを感じたわけでございます。

平成27年に、国土交通省が行いましたアンケート調査、これは市の方にもきていると思うんですが、八街市もお答えになっていると思います。策定を予定している自治体は810団体でございます。約46.5パーセントでございます。既に条例を制度化しているのは513団体でございますので、全体の76パーセントの自治体が策定あるいは策定を目指している、こういうことになります。

八街も目指している自治体の1つと考えますが、私どもが議員提案をしてから既に6年になります。議会への提案はいつ頃を考えているのか、明白にお答えを願いたいと、このように思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の空き家対策に関しましては、6月議会におきまして、川上議員、鈴木議員の質問に対して答弁しました。

職員による空き家の再調査が6月に終了し、空き家の可能性が高い家屋を379件確認しております。現在は、平成27年度の調査以降に新たに把握した100件程度の空き家を対象として、職員による不良度調査等を行っているところであり、本市の空き家の実態把握とデータベースの整備に努めております。また、都市計画課を中心といたしまして、庁内の組織体制を整えるよう、準備を行っているところでございます。

ご質問のありました「空き家条例」につきましては、本市の空き家の実態を十分把握し、本市に必要な空き家に対する施策の方向性を慎重に検討していく中で、既に具体的な空き家対策を行っている区市町村の空き家関連の条例、規則、要綱等を調査し、本市の空き家問題に対して効果的な手法を検討してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

あまりにも時間がかかり過ぎるのではないかなと、私はこのように考えております。

空き家対策の一環でもございますけれども、空き家バンク、この運営状況はどのようになっているか、わかりますか。

○建設部長（江澤利典君）

空き家バンクについては、総務部の方で空き家リフォーム補助とかそういうのをやっておりますけれども、バンクの利用率については、現在のところ高いとは言えないという状況だと思います。所有者頼みになりがちな側面をもっており、空き家の活用を考えていない所有者もいるというようなことも考えられます。

また、手放したくない、空き家が古過ぎるなどの事情も含まれるので、こうした層にどうやって空き家活用を促進させていくか、常に課題になっているのではないかとこのように、

建設部としては考えております。

このように、空き家バンクの登録の条件に、修繕費の補助をする。成約すれば所有者に奨励金を用意するなど、登録を促す試みをされている自治体もあると思いますけれども、空き家バンクの設置後の積極的な施策がなかなか見出せていないというところも、若干あるとは考えております。

そこで、本市の空き家の実態を十分把握して、本市に必要な空き家に対する施策の方向性を慎重に見極めた上で、空き家バンクも含め空き家多対策特別措置法も絡めながら、その辺も検討して、今後の空き家対策に活かしていきたいというふうに考えています。

○桜田秀雄君

空き家バンク、これは本当にブームのように、各自治体で作られました。成功しているのはほんの一部の自治体でございまして、例えば移住の上位にランクをされております長野県あるいは山梨県などは、これは私でも移住をしてみたいなど考える地域もございまして。

空き家が増え、普段は不動産の流通が少ないところ、当然不動産屋さんも少なく、市町村が過疎化対策の一環として事業化されることは、私も十分理解できるんでありますけれども、八街市は人口が減っても世帯数は毎年増え続けております。空き家も、先ほど市長が申されたように大変ございまして。当然、不動産の流通も多いことから、業者さんも数えきれないほどございまして。

そうした意味で、私は、もう空き家バンクはこの辺で撤退をした方がよろしいのではないかなと、このように思うんですね。やっぱり、専門のノウハウがない行政とか職員、これはやっても私は成功しないと思うんですよ。その辺については、担当課はどのように考えているか、お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

確かに、今申されたとおり、空き家バンクの方の利用者の減少がかなり深刻でございまして。市としましては、今空き家バンクにつきましては、不動産業者の方をお願いして、管理していただいているんですが、やはり利用者の方からすると、なかなかそのメリットが薄いということを言われていますので、その辺も含めて今後の課題だと思っておりますので、いろいろな調査等を検討させていただきたいと思っております。

○桜田秀雄君

昨日ネットを見ておりましたら、こんな記事がありました。「都会のバーからロコミで続々、千葉県匝瑳市に移住コミュニティ広がる」、こういうレポートが載っておりました。匝瑳市には、実は私たちの仲間であります緑の党の初代代表がおられます。この方は、匝瑳市に移住をいたしまして、そして東京の池袋でオーガニックバーを週3日ほど開店をさせまして、あとは匝瑳市でコメづくり、こういうことをやっている方でございまして。

皆さんもごぞんじかもしれませんが、いわゆる総理大臣夫人が夜な夜な通っているバーとして、あまりにも有名になり過ぎまして、本人はもうやっつけられないと、そういうことで今年3月に閉店いたしまして、今は、匝瑳市にてコメづくり、あるいは仲間づくりに

取り組んでいるわけです。

本も執筆し、ラジオやテレビでも、自然な環境で生きることの重要性を発信しておりますので、そうした情報をもとに多くの皆さんが今匝瑳市に、そういう希望をする人が集まっている。これは特殊な事例かもしれませんが。

先般、細川・小泉・管の歴代総理大臣が出席をして、市民メガソーラ開所式を行いましたけれども、これも同じ仲間でございます。今、匝瑳市では、ソーラシアリングの聖地と言われるまでになりつつあるわけで、大きな役割を果たされております。

彼らは専門的な知識を持っているからこういうことができるのであって、そういうノウハウもない市の職員、まして空き家バンクでやっても、その利用者が特段安くするとかそういうこともないわけですから、ぜひとも再検討をお願いしたいと、このように考えております。

次に、市長、昨日この資料を作るのにパソコンを見ていましたら、こんなレポートが出てきたんですよ。10ページほどのレポートでございますけれども、「住宅の乱開発に翻弄された課題先進都市・八街の姿」、こういう内容でございます。この中では、街中にいわゆる3LDK土地付一戸建て住宅400万、500万、6LDK450万、500万、こういう看板が立っていると、こういうことだそうでございます。そして最後に、「この現状からして八街は立ち直るであろうか」と、このように締めくくっております。

いわゆるバブル期前後に建てられたと思われまます空き家が目につくようになって、これに対して、市当局はいまだ有効な対策を打ち出せないでいる。コンパクトシティの実現など、もはや到底不可能なレベルまでスプロール化が進んでしまった八街の都市構造は、ある意味で、今後国内で起こり得る人口減少に伴う課題を先取りしている、こういう市町村ではないか。その中で、現状のこのスプロール化、これを逆手にとって街づくりができるのであろうか。そうした意味で、八街から目が離せない、こうも述べられております。

私も数年前に退職金で宅地を120坪ほど購入させてもらいました。しかし、10年間で今は半値以下ですよ。半値以下。市民の財産が、市民の資産がこれだけこの10年間で落ち込んだという市町村は、あまり私は例がないんじゃないかなと、このように思うんですね。

これについては、行政にも責任の一端はある、このように思うんですが、市長、いかがですか。

○総務部長（大木俊行君）

今、言われました民間の売買、売却関係につきましては、ちょっと答弁する立場にございませんので控えさせていただきますけれど、今現在、市の方ではそういうことにつきまして、例えば道路整備とか住みやすい街にするためのさまざまな施策を行っております。それが徐々に徐々に成果を上げてくるのではないかと、このようには考えております。

○桜田秀雄君

不動産の価格制度は、その街の社会資本、例えば道路、ガス、水道、こうした生活環境、こうしたものに大きく左右されるわけですよ。そういう諸問題が今こうした数字あるいは現状に映し出されていると、このよう私は認識をしています。ですから、そういう意味で、

当然行政にもその責任の一端は、私はあるんだろうとこのように考えております。

次に、八街駅北側周辺事業について、お伺いをいたします。

市民の税金で作られました八街駅北口の噴水、この猛暑の中でも、一度も稼働されませんでした。できて10年ぐらいになると思うんですが、私はあれが稼働したのをほとんど見たことがないんですよ。市は、この修景施設を今後どのように取り扱おうとしているのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街駅北口の森のいずみ公園に、修景施設としての噴水がございます。この噴水は、平成23年に発生した東日本大震災の後、稼働を停止しております。

その後、平成26年に、一時的に時間を限定し稼働しましたが、機器の破損等があり、現在のところ再稼働することは考えておりません。

なお、噴水以外の活用方法については、維持管理や安全性の確保を考えますと、難しいと思われまます。

○桜田秀雄君

議長の許可を得て、このアンケート用紙を配らせてもらいました。これは計画の段階で、市当局の方から、いわゆる市民会議の皆さんに、実は北口開発のシンボルとして噴水を作りたいんだと、こういう提案がありまして、現在この3つの案を検討している、こういう投げかけがありました。それで、私が議員になる前でございますけれども、街づくり研究会として、市内4カ所で4日間にわたってアンケート調査をさせていただきました。

結果がこの表でございまして、そして市当局に対して、市民の皆さんはこのように考えている、圧倒的にC案が好ましいと考えているので、市民の声を活かした街づくりをしてほしいと、このようにお願いをいたしましたけれども、結果的に、でき上がったのはこの平凡なB案でございます。

市長は、私の問いに対して、過去には水道代、電気代、年間15万円かかるんだと、だから難しいんだと、こういう答弁もされたことがあると思います。

私は、そうじゃないと思うんですよ。この噴水は、3メートル、5メートル上げれば、この水はほとんど、これは直径5メートルしか入りませんから、その水はほとんど風が吹くと噴水外に飛んでしまうと。そういう意味で、私は、これは明らかに欠陥噴水であると、このように思っているんです。

この問題は、今、市長が考えていないと答弁されましたけれども、市民の税金でつくったものでございますから、やはり有効活用をしていく、これは当たり前のことじゃないですか。その辺について、担当課はどのように考えているか、お伺いをいたします。

○建設部長（江澤利典君）

議員のこのアンケート調査ということで、お示しをしていただいておりますけれども、これは平成16年、修景施設の比較ということでやったかと思っております。

そうした中で、水の演出のコンセプトとか、水を止めたときの見え方とか、安全性、また駅広場からの水の見え方、イニシャルコストコスト、ランニングコストもございますけれども、その辺を総合的に評価した中で、現在設置してあるような形の噴水にしたというふうには、認識しているところでございます。

当時、平成26年、市長答弁でもありましたように、期間限定で稼働させていただいた経緯もございます。そうした中で、今後の利活用ということになりますけれども、現在のところ、先ほど市長が答弁したように、噴水の稼働は難しいというふうに考えておりますけれども、維持管理の問題や、今後、この森のいずみ公園のほかにも都市公園がございまして、その辺の公園のあり方も含めて、再度研究してまいりたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

見直しを行うのは、これは役所というのは大変だと思うんですよ。例えばこれを10年前に計画をしたと今担当部長が述べられましたけれども、この前、ケヤキ並木についても申し上げましたけれども、現職の職員の皆さんがこれを見直すということは、今は10年後ですから、担当した職員はみんな今は部課長になっているわけですよ。それに、その下にいる職員の皆さんがこうした事業を見直すとなると、これは並大抵のことではできないと思うんですよ。これを見直すのが市民から選ばれた市長であり我々議員であるべきだと、私は思うんですよ。

そういう意味では市長の責任はすごく重いと思うんですよ。市長の決断。この噴水について将来どうするのか、明らかに市長の責任でご答弁を願いたい、このように思います。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁して、重複して大変恐縮でございますけれども、この噴水以外の活用方法についての維持管理、安全性の確保を考えますと、非常に難しいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

時間がないので、道路問題に移ります。

バイパス事業に関連する市道整備について。

この前、大東区でバイパスの説明会が行われまして、ようやく今年の11月から工事に着手をすると、こういう説明がなされました。

3区43号線、大東区内の未舗装部分でございますけれども、既に両側に民家が張り付いております。バイパスの工事に合わせましてぜひとも舗装すべきであると、私は思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

開通予定の八街バイパスと交差する市道の整備とのことでございますが、ご指摘の路線の未舗装区間は、道路幅員も狭く、生活道路として利用されている路線でございます。

舗装整備につきましては、八街バイパスの整備との調整、道路境界の明確化、舗装したことによる排水など、周辺地域に及ぶ影響を十分に精査し、整理した上で対応を検討する必要があります。

がございます。

現在、老朽化した舗装の修繕を優先している状況でもあり、現時点での整備は難しいものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○桜田秀雄君

実は、大東区というのは、市道の舗装率100パーセントですよ。そのように理解しておりますけれども、間違いありませんか。すみません。時間がありませんので結構です。

教育委員会の方に話を進めさせていただきたいと思います。

それでは、質問事項2、教育行政についてお伺いをいたします。

不登校問題でございますけれども、不登校の現状、これについては何回も答弁されておりますので、まずその辺について、ご答弁をお願いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

不登校児童・生徒数は、在籍数や卒業する中学3年生の状況により変動いたしますが、平成29年度末の不登校児童・生徒数は、135人であり、前年度末の143人との比較では、若干ではありますが、減少傾向となっております。

また、不登校を理由に30日以上欠席をしたものの、学校や家庭、関係機関の支援により、ほぼ毎日登校できるようになったり、登校日数が増えてきた児童・生徒数は、平成28年度の52人から、平成29年度は61人と、成果が上がっています。

○桜田秀雄君

この新聞、4月15日の朝日新聞ですが、教育長はごらんになっていきますか。

○教育長（加曾利佳信君）

今、私が自宅でとっている新聞とは違いますので、当日は知りませんでした。今現在は承知しております。

○桜田秀雄君

朝日新聞の記事で、大きく八街の不登校問題が取り上げられております。実は、朝日新聞社からうちの方に電話がありまして、「桜田さん、八街の教育行政を取材した結果、不登校問題、これは非常に根が深いですよ。桜田さん頑張ってください」と、こういう叱咤激励をされたわけでございます。

滋賀県の大津市、いじめ問題で大きな事件がありました。大津市長は、これは教育委員会に問題があると、教育委員会を廃止してほしいと、このことを国に要望いたしました。結果的に廃止になりませんでしたけれども、それを活かして教育会議なるものが立ち上がってまいりましたけれども、その結果、いじめとか不登校の問題、この数字が過去より数十倍上がってくるようになったと、このように言われています。我々、隠れている部分のそういういじめとか何かがいっぱいあると思うんですよ。

私の中学時代に、ある不良グループ、学校に5人ほど、これがたばこを吸っていたから、「たばこはやめなさいよ」と、一人で言いました。それを教職員が見ていたんですけども、

いつの間にかいなくなっちゃって、結果的には、校舎裏に連れ込まれてぼこぼこにされてしまいました。私は、性格がこういうふうですから、なおさら議員になっても、そうした道徳とかそれについては立ち止まることはできませんので、今でもそういう立場にありますけれども。

やっぱり、教育の中で、そうしたことがありますと、幾ら教壇で立派なことを言われても、尊敬できないわけですよ。やっぱり大変だと思うんですけども、教職員の皆さん、勇気をもって、なおさら中学校になると大変だと思うんですけども、勇気をもってご指導をいただきたい。また、そうした具体的な支援策も、ぜひ講じていただきたいと、このように思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

八街市の教職員は、以前にも申し上げておりますが、非常にこの不登校問題についての検証を繰り返し行っておりまして、非常に見識が高うございます。私は、ほかの市町から比べて、八街市の教職員は不登校問題に対して明るいなと思っております。

今、議員の方から指摘のあったようなことは、決して八街市の教職員の中ではないと思っております。勇気といいましょうか、積極的に教職員自ら、そういういじめの問題、不登校の問題に進んで対応にあたっている職員ばかりでございます。その結果、若干なりとも成果が上がっておるという結果が出ておるわけです。私としては、全教職員に、先ほど議員からご指摘のあった職員はいないと、全員が積極的に推し進めていると、自信をもってお話をできます。

以上です。

○桜田秀雄君

以上です。

○建設部長（江澤利典君）

先ほどの大東の路線のお話なんですけれども、桜田議員がおっしゃっている3区42号線は別として、大東何号線というので10路線ございます。10路線については、たしか舗装は完了しているというふうに考えております。

○議長（木村利晴君）

以上で桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日8日から10日の3日間は休日及び議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。明日8日から10日の3日間は休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。

9月11日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。
長時間ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時50分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件